

第2期周南市子ども・子育て支援事業計画 (案)

令和2年2月
周南市

目次

| | |
|--------------------------------------------------|-----------|
| 第Ⅰ部 序論 | 1 |
| 1 計画の趣旨..... | 2 |
| (1) 子ども・子育て支援事業計画とは..... | 2 |
| (2) 計画策定の背景..... | 2 |
| (3) 計画の位置づけ..... | 4 |
| 2 周南市の子ども・子育てを取り巻く状況..... | 5 |
| (1) 人口・世帯等の動向..... | 5 |
| (2) 教育・保育施設の状況..... | 8 |
| (3) 地域子ども・子育て支援事業の状況..... | 9 |
| (4) ニーズ調査の実施..... | 12 |
| (5) 子どもの生活に関する実態調査の概要..... | 19 |
| (6) 関係機関・事業所調査の概要..... | 20 |
| (7) 第1期計画期間のまとめ..... | 23 |
| (8) 現状と課題..... | 30 |
| 第Ⅱ部 周南市 子ども・子育て支援の 基本的考え方 | 31 |
| 1 基本理念..... | 32 |
| 2 基本目標..... | 33 |
| 3 計画体系..... | 34 |
| 第Ⅲ部 事業計画 | 35 |
| 基本目標1 子ども・子育て支援の充実 | 36 |
| (1) 教育・保育の提供体制の充実..... | 36 |
| (2) 地域子ども・子育て支援事業の充実..... | 43 |
| (3) 新・放課後子ども総合プランの推進..... | 53 |
| 基本目標2 安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実 | 55 |
| (1) 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実..... | 55 |
| (2) 親と子の健康づくりの推進..... | 56 |
| (3) 発達支援体制の充実..... | 57 |
| 基本目標3 子どもの生き抜く力を育む教育の充実 | 58 |
| (1) 教育環境の充実..... | 58 |
| (2) 学校・家庭・地域が連携した教育の充実..... | 59 |
| 基本目標4 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実 | 60 |
| (1) 児童虐待防止対策の充実..... | 60 |
| (2) ひとり親家庭の自立支援の推進..... | 62 |
| (3) 障害のある子どもに対する施策の充実..... | 63 |
| (4) 困難を抱える子育て家庭の支援（周南市子どもの貧困対策推進計画）..... | 64 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 基本目標5 安心・安全な子育て環境の充実 | 68 |
| (1) 子どもの安全を守る取組の推進 | 68 |
| 基本目標6 子育てと仕事の両立支援の推進 | 69 |
| (1) 子育てと仕事の両立支援の推進 | 69 |
| 第IV部 推進体制 | 70 |
| 1 計画の推進体制 | 71 |
| (1) 関係機関等との連携 | 71 |
| (2) 計画の達成状況の点検・評価 | 71 |
| 資料編 | 72 |

第 I 部

序論

1 計画の趣旨

(1) 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援事業計画は、今後推進していく子ども・子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画です。

周南市では、平成 27（2015）年3月に「周南市子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第1期計画」という。）を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を目的として、子育て支援施策を積極的に推進してきました。

令和元（2019）年度末で、第1期計画が計画期間満了となることに伴い、周南市の子ども・子育てを取り巻く状況や計画の進捗状況を評価・検証し、取組をさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期周南市子ども・子育て支援事業計画」（以降、「本計画」という。）を策定するものです。

計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子どもとその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(2) 計画策定の背景

① 子どもや子育て家庭を取り巻く状況

晩婚化・未婚化、子育ての心理的・経済的負担感からくる新たに子どもを持つことへのためらいなどにより、急速に少子化が進行しています。

少子化により、将来的に労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の増大、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体に深刻な影響がもたらされることが懸念されています。

また、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など子育て家庭を取り巻く環境も変化する中、保育所等の待機児童や子どもの貧困、児童虐待などの問題も顕在化しています。

② 国の動き

平成27（2015）年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」では、市が実施主体として、地域のニーズに基づいた計画（子ども・子育て支援事業計画）を策定し、事業を実施することとされました。

子どもや子育て家庭を取り巻く状況の変化を受け、様々な制度改正が行われています。

幼児教育・保育の無償化

平成29（2017）年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針について2017」において提言があり、その後、平成30（2018）年の内閣府「子ども・子育て会議」において、制度の具体化に向けた方針の概要が示され、令和元（2019）年10月から実施されました。

子育て安心プラン

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の次期計画として「子育て安心プラン」が平成29（2017）年6月に策定され、女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿を令和2（2020）年度末までに整備することとされました。

新・放課後子ども総合プラン

近年の女性の就業率の上昇や働き手の確保の必要性を受けて増加する放課後児童クラブの待機児童に対応し、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な実施による育成支援の内容の質の向上をさらに進めていくため、平成30（2018）年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。令和元（2019）年9月には、取組の一層の推進を図るため、法改正が行われ、その中で市町村における「子どもの貧困対策推進計画」の策定が努力義務化されています。

児童福祉法の改正と児童虐待防止対策の強化

全ての児童が健全に育成されるよう、児童福祉法の理念の明確化とともに、児童虐待防止の総合対策として、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置、児童相談所の体制強化、児童虐待防止対策とDV支援対策との連携等、児童虐待の発生予防・早期発見や発生時の迅速・的確な対応のために必要な措置を講じることとされました。

(3) 計画の位置づけ

① 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

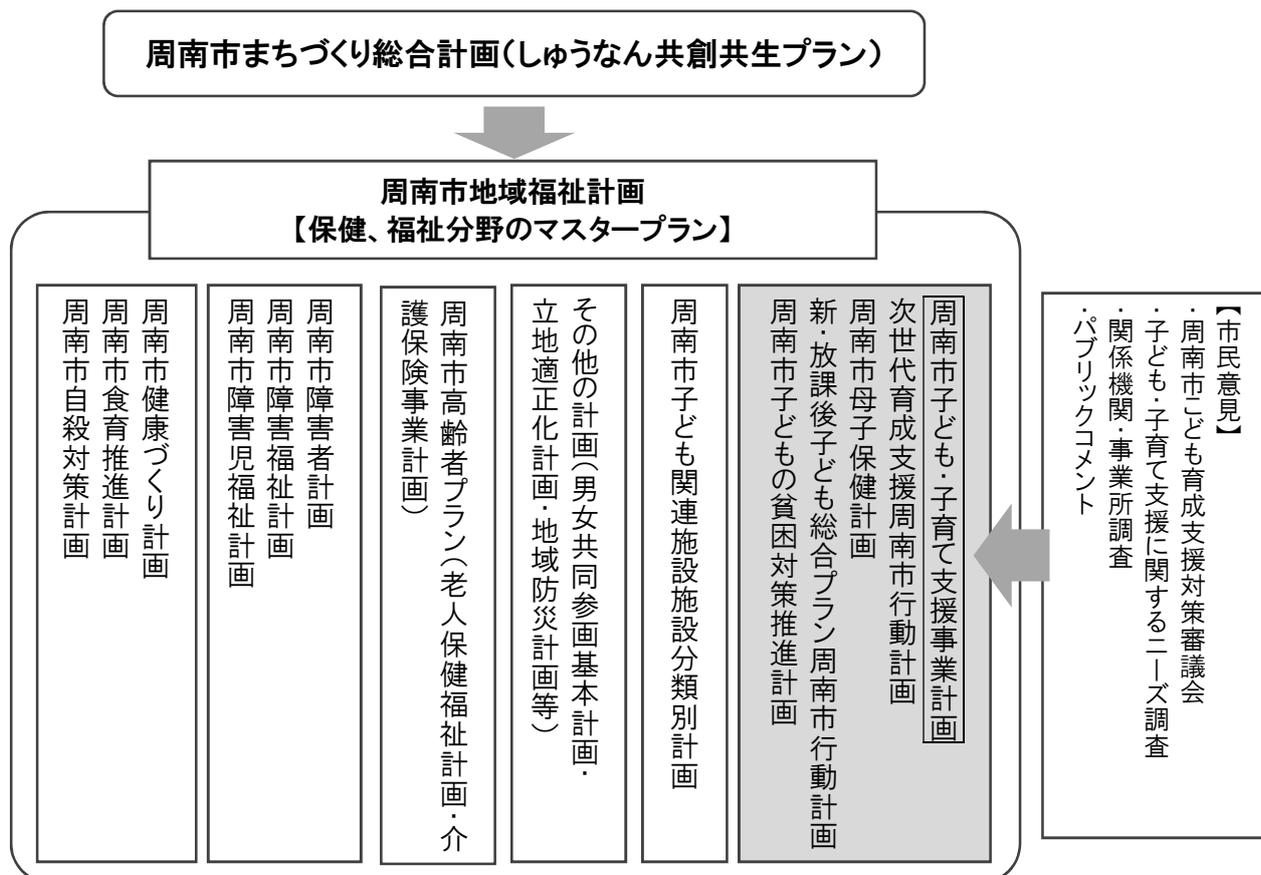
② 本計画と一体的に策定する計画

本計画は、次の計画を一体的に策定しています。

- ・次世代育成支援周南市行動計画
- ・周南市母子保健計画
- ・新・放課後子ども総合プラン周南市行動計画
- ・周南市子どもの貧困対策推進計画

③ 市の各計画との関係

計画の推進にあたっては、市の各計画と十分連携し、新たな課題や環境の変化に、柔軟に対応します。



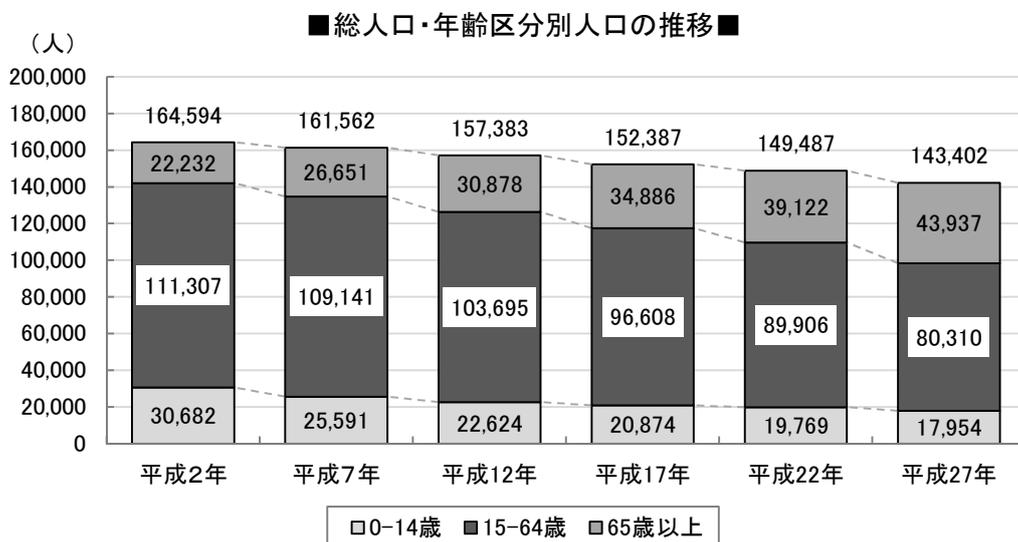
2 周南市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

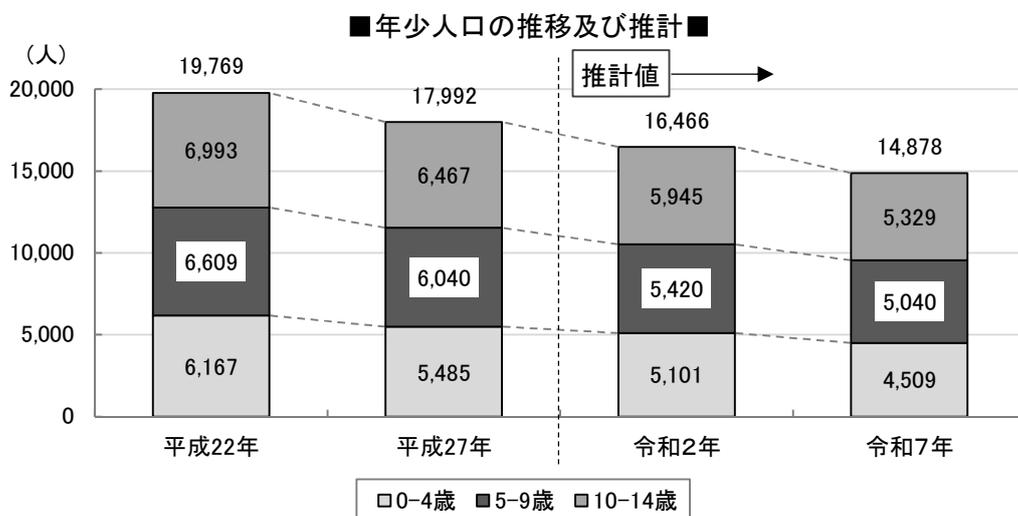
① 総人口・年齢別人口の推移

本市の人口は、平成 27（2015）年の国勢調査時点で 143,402 人であり、平成 2（1990）年の 164,594 人に比べ 2 万人以上減少しています。

本市の 14 歳以下の年少人口は平成 2（1990）年からの 25 年間で 1 万人以上、率にして 40%以上減少しています。さらに国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 7（2025）年まで減少が続く予測となっています。



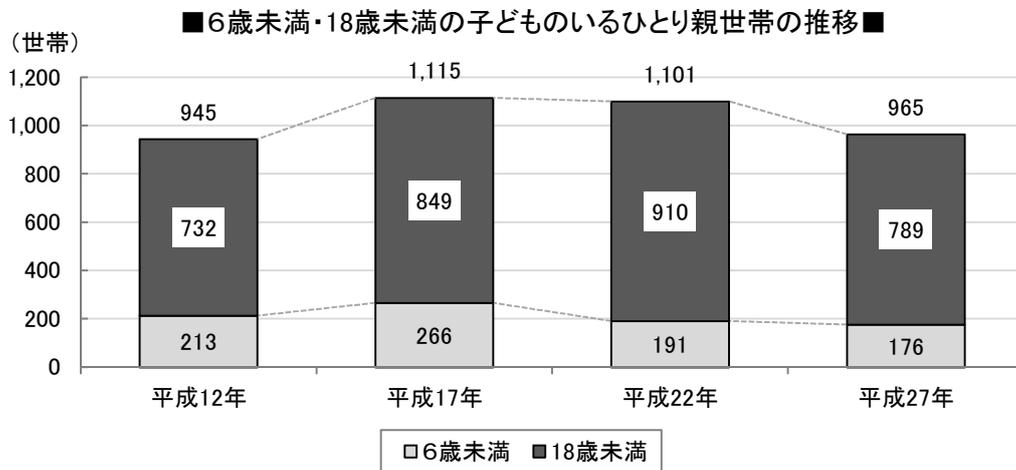
資料：国勢調査（合計は年齢不詳を含む）



資料：国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）

② 子育て世帯の推移

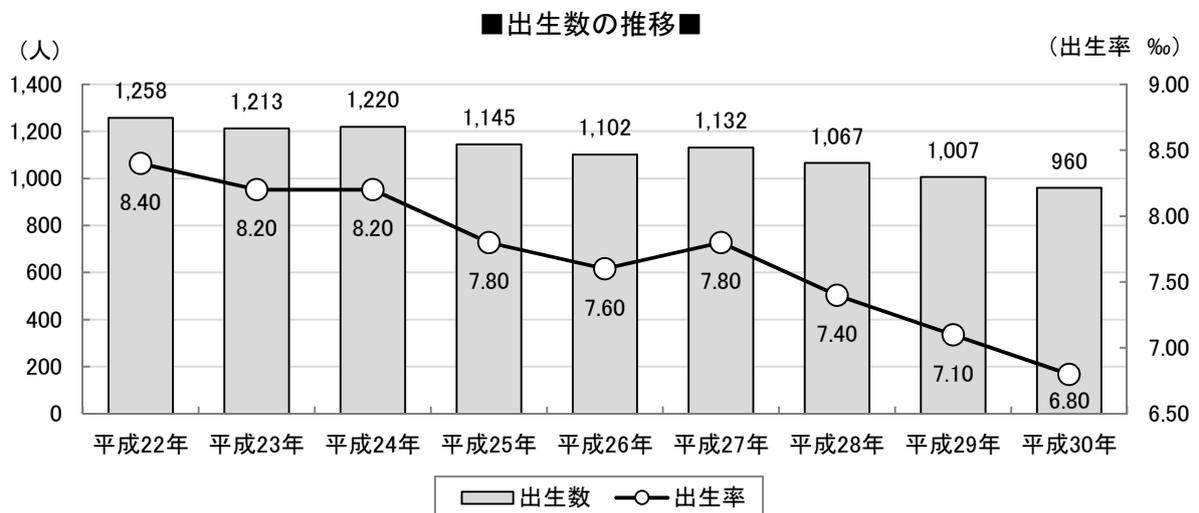
ひとり親家庭数は概ね 1,000 世帯前後で推移していますが、平成 27（2015）年では平成 22（2010）年と比べて減少しています。



資料：国勢調査

③ 出生の動向

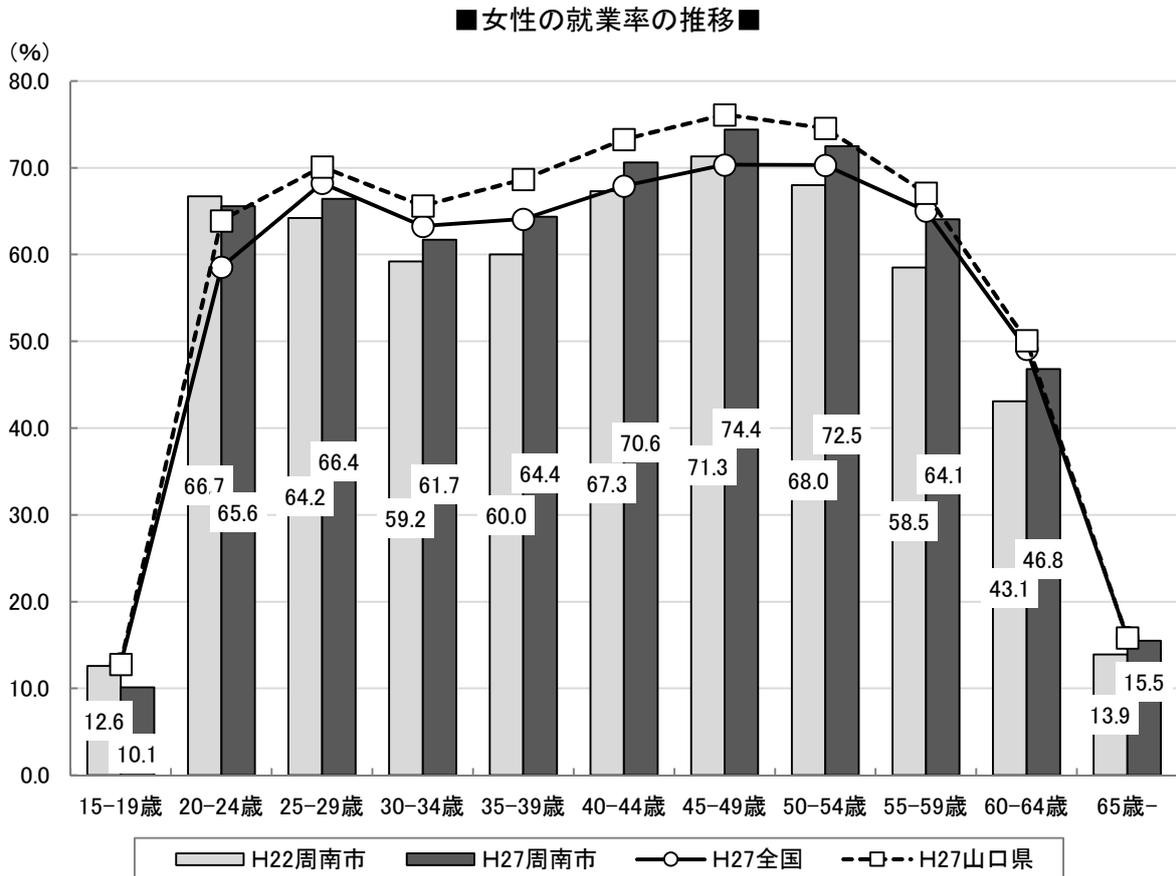
本市の出生数は減少傾向で推移しており、平成 30（2018）年では出生数は 1,000 人未満、人口 1,000 人あたりの出生率は 7 人未満となっています。



資料：山口県人口移動統計調査

④ 女性の就労状況

本市も、全国、山口県と同様に30歳代で低い就業率（M字カーブ）を示しています。しかし、20歳代後半以降の女性の就業率は、この5年間でいずれも増加しており、中でも、30歳代後半の伸びは相対的に大きく、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要となっています。



資料：国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

本市の教育・保育施設数は、平成31(2019)年時点で公立・私立あわせて幼稚園が19園、保育所が24か所、私立の認定こども園が3園となっています。また、地域型保育事業所が5施設、企業主導型保育施設が3施設あります。

園児数は全体的に減少傾向にあります。近年は保育所の園児数が増加しています。今後も保護者のニーズを把握しながら提供体制の確保を図っていく必要があります。

■教育・保育施設数及び園児数■

単位：か所・人

| 区分 | 施設数 | 園児数 | | | | |
|---------------|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 平成31年 (2019年) | 平成27年 (2015年) | 平成28年 (2016年) | 平成29年 (2017年) | 平成30年 (2018年) |
| 幼稚園(公立) | 8 | 283 | 270 | 282 | 269 | 235 |
| 幼稚園(私立) | 11 | 1,888 | 1,866 | 1,563 | 1,559 | 1,517 |
| 保育所(公立) | 14 | 1,329 | 1,280 | 1,123 | 990 | 1,002 |
| 保育所(私立) | 10 | 881 | 842 | 958 | 989 | 995 |
| 認定こども園(私立) | 3 | 0 | 0 | 265 | 366 | 379 |
| 地域型保育事業(私立) | 5 | 0 | 31 | 48 | 57 | 83 |
| 企業主導型保育施設(私立) | 3 | 0 | 0 | 0 | 25 | 40 |
| 合計 | 51 | 4,381 | 4,289 | 4,239 | 4,255 | 4,251 |

資料：市保育幼稚園課（幼稚園：各年5月1日、その他：各年4月1日）

【保育所・認定こども園の開所時間（平成31(2019)年4月現在）】

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公立 (14) | (7時00分～18時00分開所) 中須保育園・城ヶ丘保育園・川崎保育園・富田南保育園・三丘保育園・鹿野保育園 (7時00分～19時00分開所) 第二保育園・櫛浜保育園・須々万保育園・周央保育園・尚白保育園・大内保育園・ 菊川保育園・勝間保育園 |
| 私立 (13) | (7時00分～18時00分開所) 認定こども園あおば幼稚園 (7時00分～19時00分開所) 徳山中央保育園・遠石保育園・和光保育園・共楽保育園・こもれび保育園 すみれ保育園・ひまわり保育園・あい保育園新宿通・わかやま保育園 ふくがわこども園 (7時00分～19時30分開所) 荘宮寺保育園 (7時30分～19時30分開所) 認定こども園蓮生・まこと幼稚園 |

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援法では、地域子ども・子育て支援事業として、地域の実情に応じた、13の事業を実施することとされています。本市では「⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」以外の12事業を実施しています。

(実施箇所数は平成31(2019)年4月現在、実績は平成30(2018)年度)

| | 事業名 | 概要 | 周南市の実施状況 |
|---|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 利用者支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う。 ● 関係機関との連絡調整等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施箇所数 ①基本型：2か所 (こども・子育て総合支援拠点、保育幼稚園課) ②母子保健型：1か所 (子育て世代包括支援センター) |
| ② | 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で子育てを支援するため、乳幼児を持つ子育て家庭の支援活動の企画・実施等を担当する職員を配置し、ミニイベントや子育て講習会を開催する。 ● 育児不安等についての相談援助、子育てサークル等の活動支援、子育て情報の提供を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施区域：12区域 ・ 施設数 公立：6センター 私立：5センター ・ 子育てひろば実施施設：5か所 |
| ③ | 妊婦健康診査 | <ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦と胎児の健康の保持増進を図り安心・安全な妊娠、出産のために定期的に健康診査を受けられるよう費用を助成する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公費負担による受診回数：14回 ・ 受診率： 1回目100.7% |
| ④ | 乳児家庭全戸訪問事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児・保護者の養育環境などを把握し、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と乳児の健康管理や育児について相談、助言を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問実施率： 99.2% |

| | 事業名 | 概要 | 周南市の実施状況 |
|---|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤ | 養育支援訪問事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中から育児不安を抱えるなどの要支援家庭や乳児家庭全戸訪問により継続して支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育が行われるよう、相談・指導・助言などを行う。 ● 養育環境が整わない家庭に対し、環境改善を図るため、家事・育児の援助を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問件数：457件 |
| | 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 虐待を受けた子ども、非行少年、<u>特定妊婦</u>などの要保護・要支援児童の適切な保護または支援を目的として、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を中心に、早期発見、適切な保護または支援を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ● ケース進捗管理 対象件数：218件 |
| ⑥ | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施箇所数：1か所 |
| ⑦ | 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） | <ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と、一時的に子育ての手助けができる人（提供会員）による会員組織で、アドバイザーが中心となり、地域における相互援助活動の調整等を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● センター数：1か所 ● 会員数：1,092人 |
| ⑧ | 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） | <ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）に通う児童について通常の利用時間以外に保育を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施箇所数 公立幼稚園：1園 私立幼稚園：11園 私立認定こども園：3園 |
| | 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） | <ul style="list-style-type: none"> ● 未就園の子どもを保護者が就労や疾病などにより一時的に家庭での保育ができない場合に保育を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 実施箇所数 公立保育所：14園 私立保育所：6園 私立認定こども園：1園 |

| | 事業名 | 概要 | 周南市の実施状況 |
|---|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑨ | 延長保育事業 | ● 保育所に入所している児童で、保護者の就労時間等やむを得ない事情により、通常の保育所開所時間の前後に、時間を延長して保育を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 実施箇所 公立保育所：8園 私立保育所：10園 私立認定こども園：2園 |
| ⑩ | 病児保育事業 | ● 生後3か月から小学校に就学している子どもが病気あるいは病気回復期にあり集団保育が困難な期間において、保護者が家庭の事情等により子どもの保育ができないとき一時的に保育を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 実施箇所数：3か所 延べ利用人数：3,583人 |
| ⑪ | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | ● 保護者が家庭での保育ができない場合、授業終了後等に、余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供する。 | <ul style="list-style-type: none"> 実施箇所数：25クラブ（44教室） 定員：1,750人 |
| ⑫ | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | ● 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 該当世帯数：8世帯 |
| ⑬ | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | ● 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。 | ※周南市では実施していません。 |

(4) ニーズ調査の実施

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、市民の子育てに関する生活実態や意見・要望を的確に把握し、「量の見込み（第Ⅲ部参照）」の算出や子ども・子育て支援施策検討の基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施しました。

調査概要

調査対象者：周南市に住んでいる就学前・小学生の児童を持つ保護者

対象数：就学前児童の保護者 2,000 人 小学生の保護者 2,000 人

※住民基本台帳からの無作為抽出

調査期間：平成 31（2019）年 1 月～平成 31（2019）年 2 月末

調査方法：郵送による配付回収

調査実施方法

| 調査票 | 配付数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 就学前児童の保護者対象調査 | 2,000 | 972 | 48.6% |
| 小学生の保護者対象調査 | 2,000 | 954 | 47.7% |
| 合計 | 4,000 | 1,926 | 48.2% |

調査の内容 ※○は調査した項目、2から9は「量の見込み」算出に使用する項目

| 内容 | 就学前児童 | 小学生 |
|------------------------------------------|-------|-----|
| 1. ご家族の状況について | ○ | ○ |
| 2. 保護者の就労状況について | ○ | ○ |
| 3. 平日の定期的な教育・保育サービスの利用状況について | ○ | |
| 4. 幼児教育・保育の無償化について | ○ | |
| 5. 地域子育て支援拠点事業の利用状況について | ○ | |
| 6. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な保育所・認定こども園などの利用希望について | ○ | |
| 7. お子さんが病気の時などの対応について | ○ | ○ |
| 8. 一時預かり等の利用について | ○ | |
| 9. 放課後の過ごし方について ※就学前は小学校入学後の過ごし方 | ○ | ○ |
| 10. 両親の育児休業等の取得状況について | ○ | |
| 11. お子さんとの暮らしについて | ○ | ○ |
| 12. 子育てと地域の関わりについて | ○ | ○ |
| 13. 仕事と子育ての両立について | ○ | |
| 14. 子どもの権利について | ○ | ○ |
| 15. 子ども・子育てに関する市の取組について | ○ | ○ |

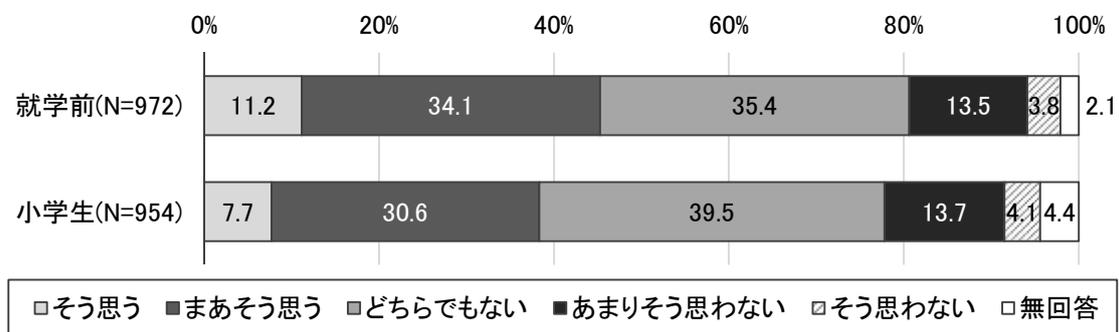
調査結果(抜粋)

※ 調査結果のまとめは、「周南市子ども・子育て支援ニーズ調査結果報告書」として公表

周南市の子育て支援の満足度

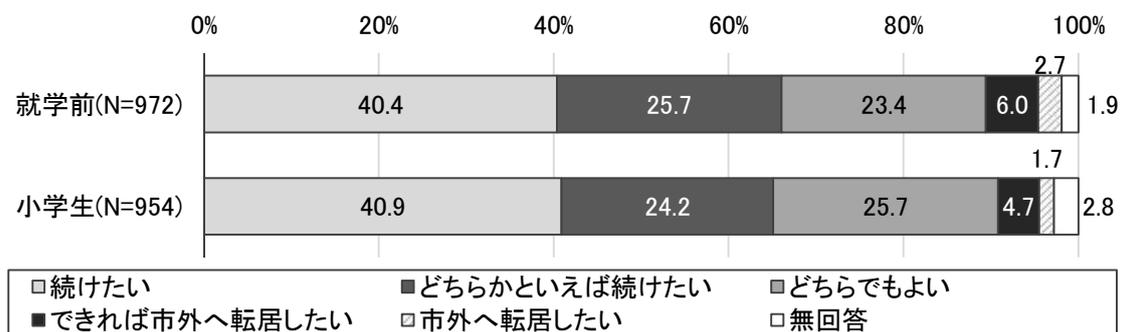
■周南市は子育てがしやすいまちだと思うか(単数回答)

周南市は子育てしやすいかについて「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた割合は、就学前で約5割、小学生で約4割となっており、就学前で子育てしやすいと感じる人が多い状況がみられます。



■今後も周南市で子育てを続けたいと思うか(単数回答)

今後も周南市で子育てを続けたいかについて、「続けたい」と「どちらかといえば続けたい」を合わせた割合は、就学前・小学生ともに約7割となっています。



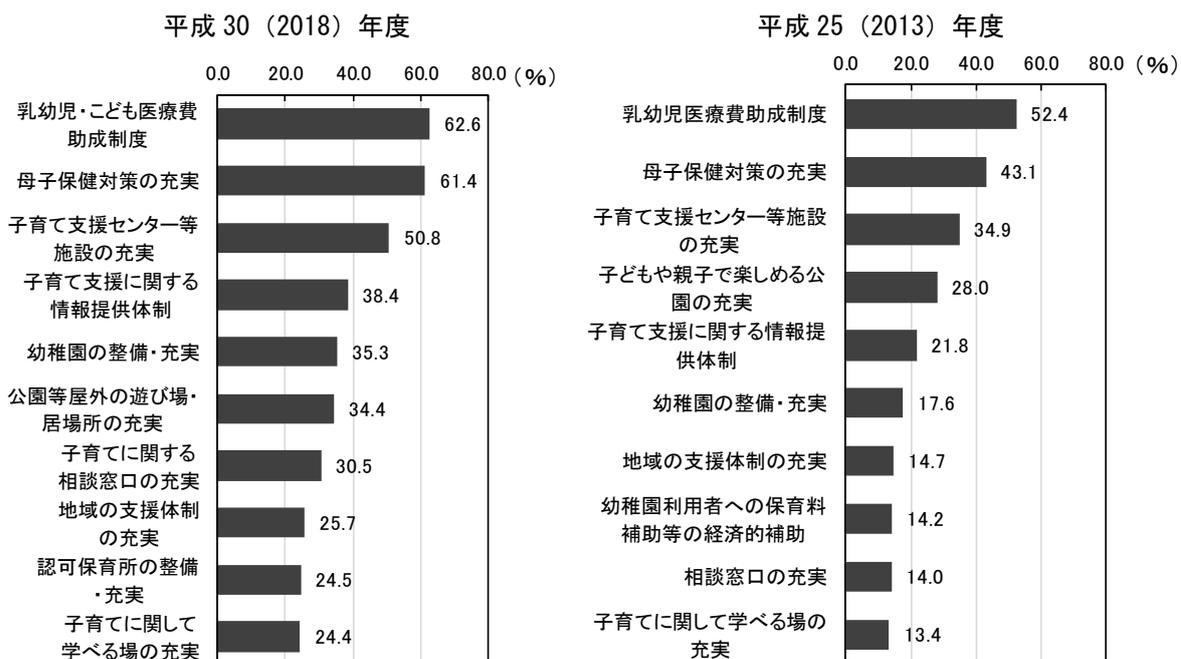
■周南市の子育て支援の満足度と重要度（単数回答）

【就学前児童保護者】

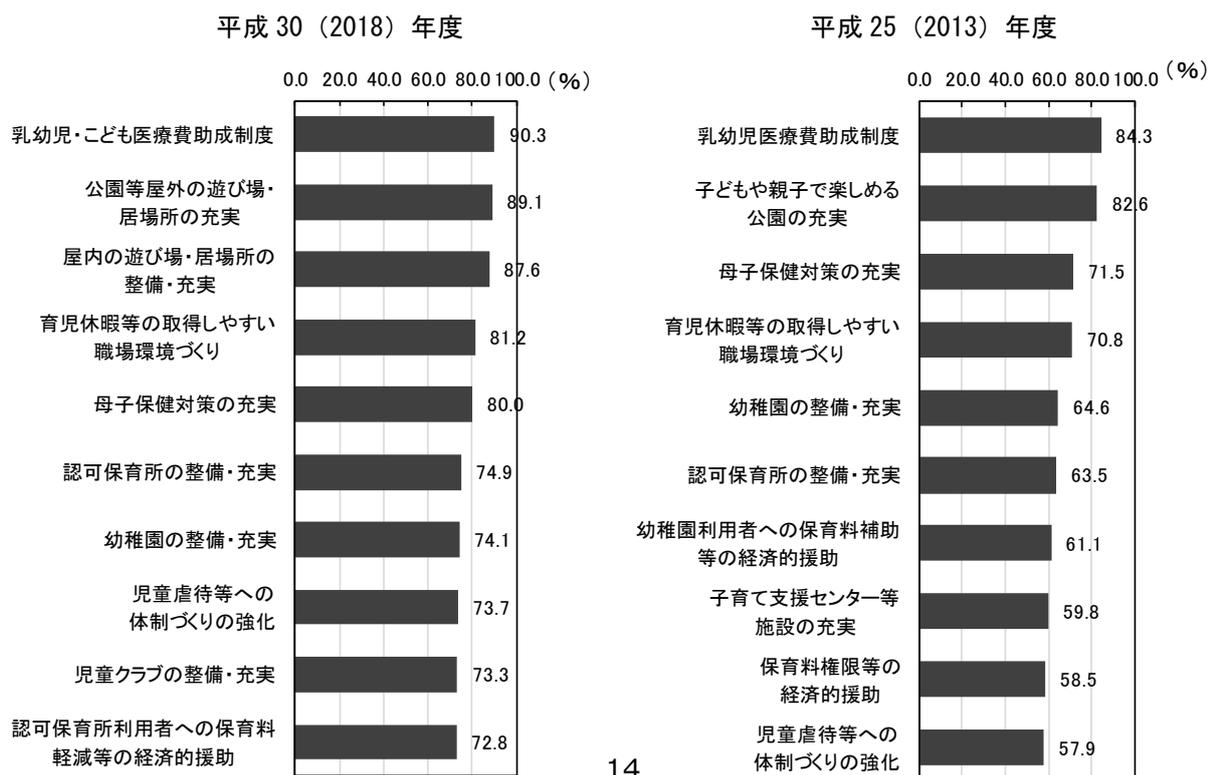
「満足度」は、上位3項目は前回調査と同じ「乳幼児・こども医療費助成制度」「母子保健対策の充実」「子育て支援センター等施設等の充実」となっています。

「重要度」は、上位2項目が前回調査と同じ「乳幼児・こども医療費助成制度」「公園等屋外の遊び場・居場所の充実」ですが、今回は「屋内の遊び場・居場所の整備・充実」が次いで多いという結果が出ています。

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人の割合が高かった上位10項目（前回調査との比較）



「重要」・「やや重要」と回答した人の割合が高かった上位10項目（前回調査との比較）

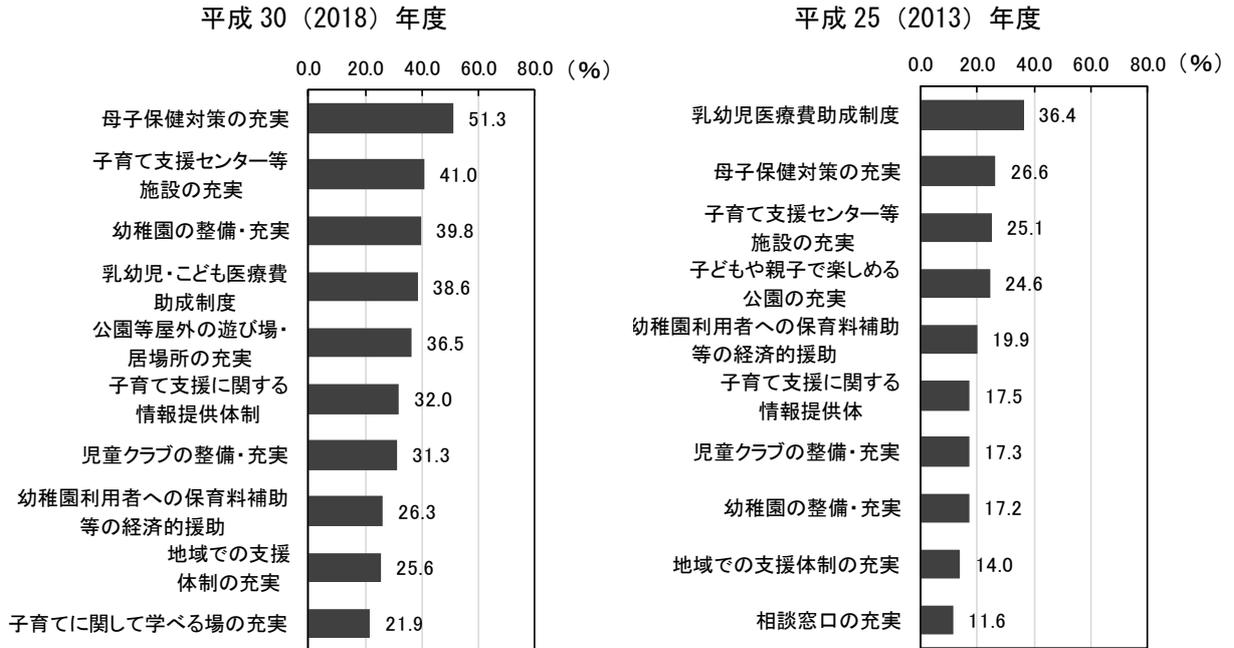


【小学生保護者】

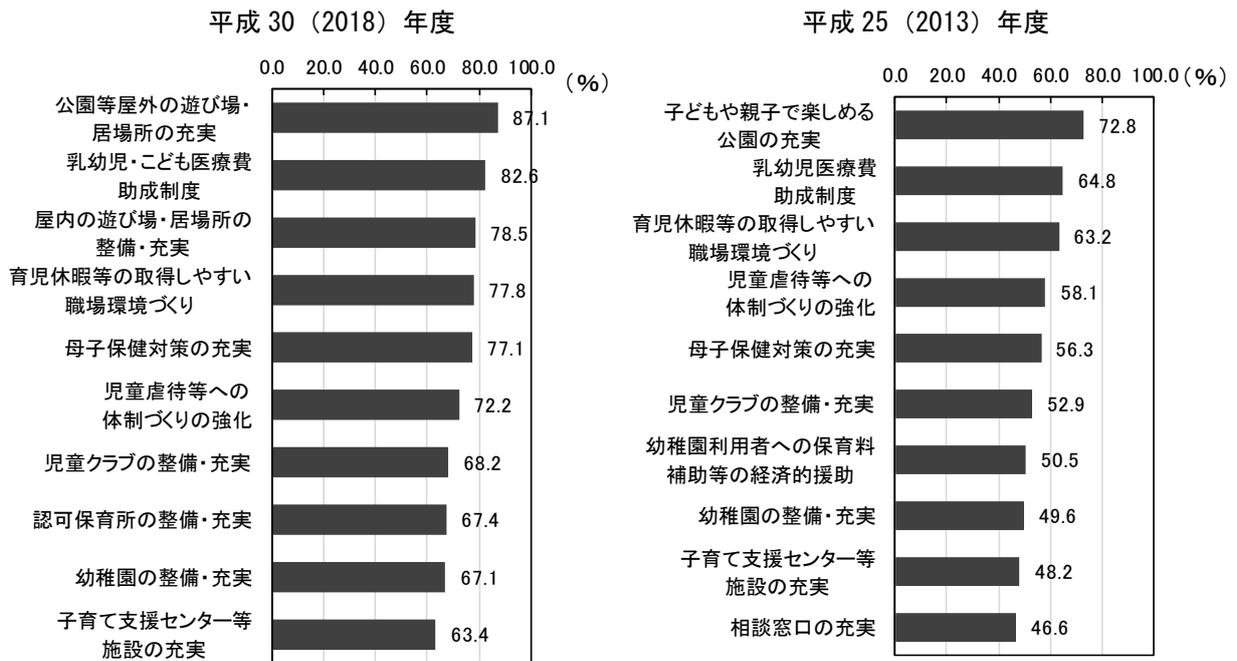
「満足度」は、「母子保健対策の充実」が前回の26.6%から51.3%に上昇しています。

「重要度」は、上位2項目が前回調査と同じ「公園等屋外の遊び場・居場所の充実」「乳幼児・こども医療費助成制度」ですが、就学前児童保護者と同じく、今回は「屋内の遊び場・居場所の整備・充実」が次いで多いという結果が出ています。

「満足」・「ほぼ満足」と回答した人の割合が高かった上位10項目（前回調査との比較）



「重要」・「やや重要」と回答した人の割合が高かった上位10項目（前回調査との比較）



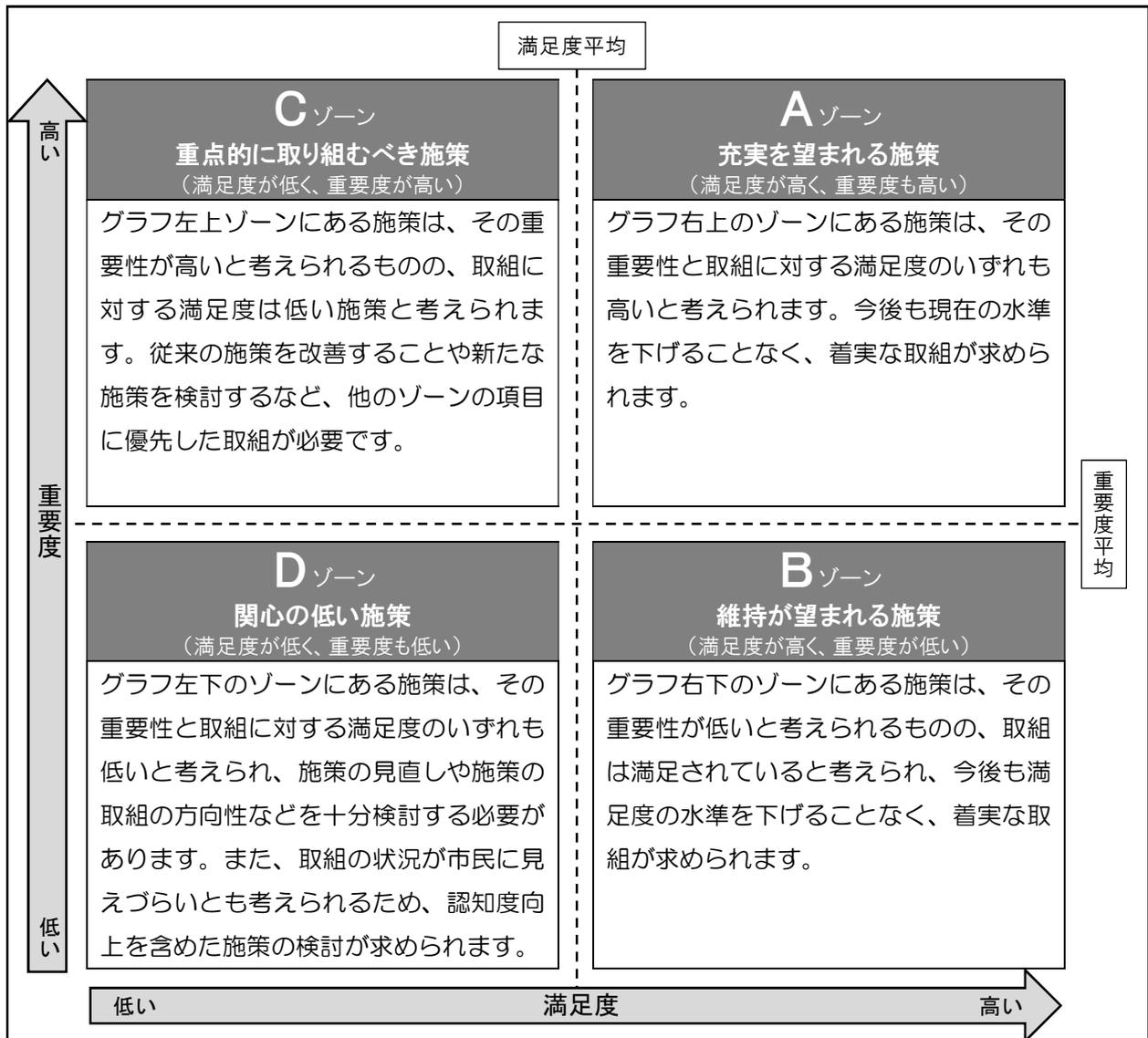
■「重要度」と「満足度」の関係

「重要度」は高いが「満足度」が下位にある項目としては、「屋内の遊び場・居場所の整備・充実」「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」があげられます。

■評点の算出について

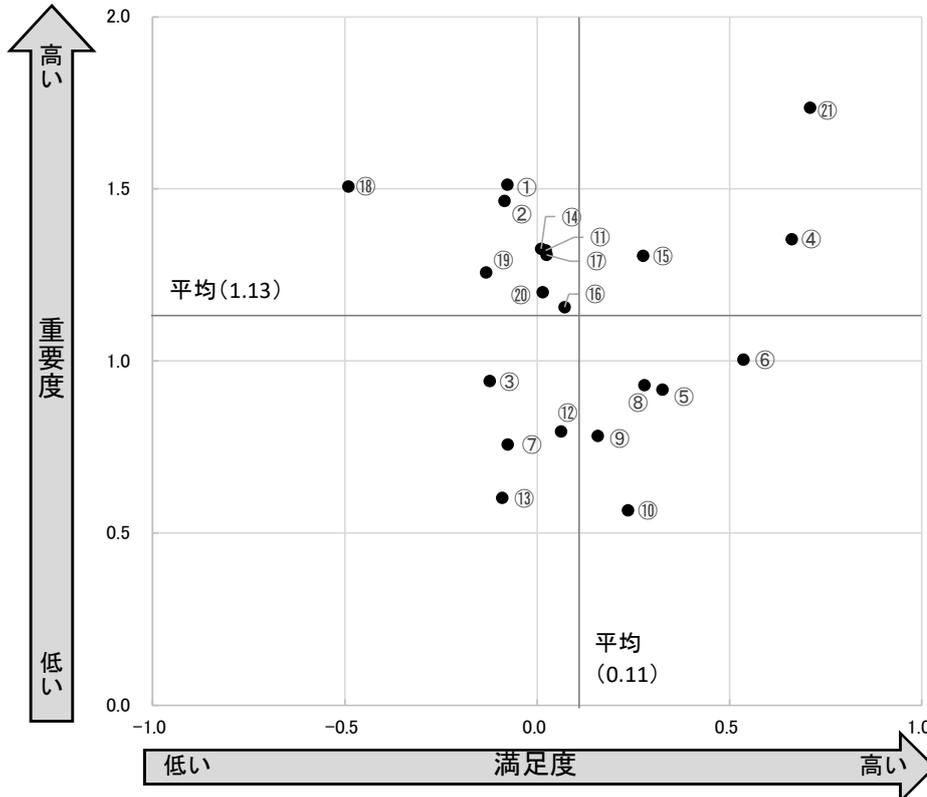
| | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 満足度 | 満足度に対する回答を次のように点数換算し、合計点数を対象人数で割った値 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> 大変満足： 2 ほぼ満足： 1 どちらともいえない： 0 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> 不満足： -1 大変不満： -2 わからない： 対象外 </div> |
| 重要度 | 重要度に対する回答を次のように点数換算し、合計点数を対象人数で割った値 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> 大変重要： 2 ほぼ満足： 1 どちらともいえない： 0 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; justify-content: space-between;"> 不満足： -1 大変不満： -2 わからない： 対象外 </div> |

■ 4つのゾーンの整理及びゾーンの見方について



【就学前児童保護者】

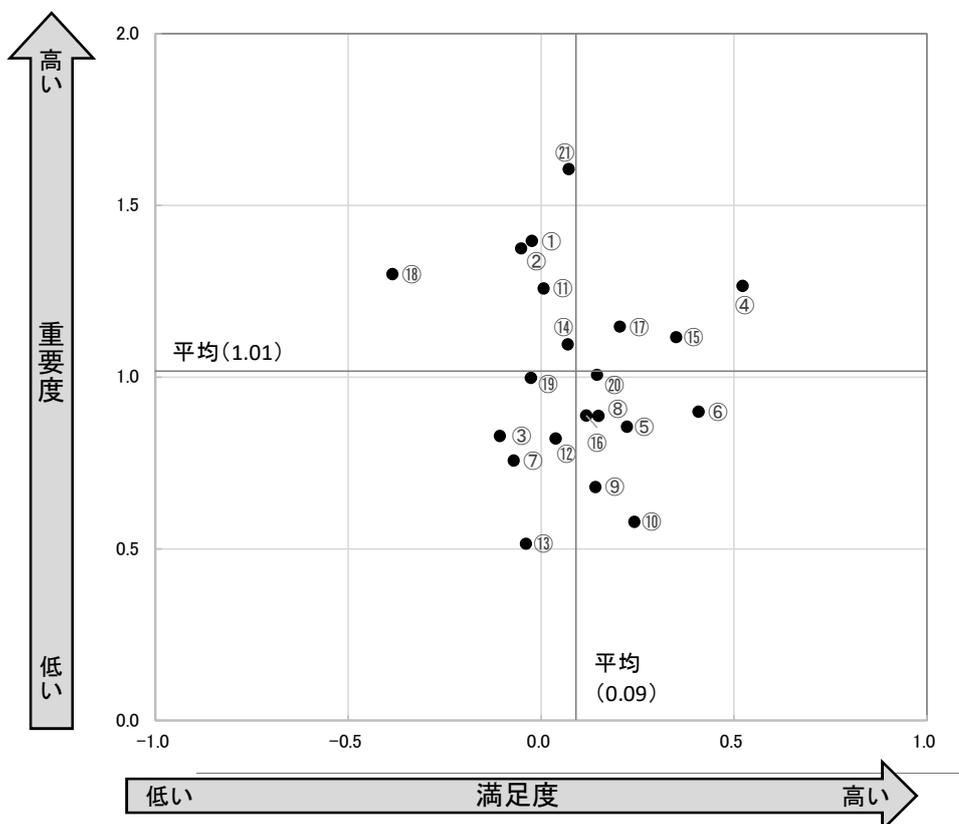
「重要度」が高く、「満足度」が低い項目としては、「子どもや親で楽しめる公園等屋外の遊び場・居場所の充実」「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」「児童虐待や育児放棄の早期解決に向けた体制づくりの強化」「認可保育所の整備・充実」「認定こども園の整備・充実」「児童クラブの整備・充実」「子どもや親子で楽しめる屋内の遊び場・居場所の整備・充実」「認可保育所利用者への保育料軽減等の経済的援助」「幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助」となっています。



| 表番号 | 内容 |
|-----|---------------------------------------------|
| ① | 子どもや親で楽しめる公園等屋外の遊び場・居場所の充実 |
| ② | 育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり |
| ③ | ちょっとした用事やリフレッシュのために利用できる一時預かりサービス |
| ④ | 妊娠・出産等、母子保健対策の充実 |
| ⑤ | 子育て支援に関する総合的な情報提供体制 |
| ⑥ | 子育て交流センターや子育て支援センターの施設等の充実 |
| ⑦ | 産後や保護者の病気のときに家で子どもの世話をしてくれる保育士やヘルパー等の派遣サービス |
| ⑧ | 子育てに関する不安や悩みの相談窓口の充実 |
| ⑨ | 子育てに関して学べる場の充実 |
| ⑩ | 子育てサークルやボランティア等による地域での支援体制の充実 |
| ⑪ | 児童虐待や育児放棄の早期解決に向けた体制づくりの強化 |
| ⑫ | 母子・父子世帯の公営住宅への優先入居制度 |
| ⑬ | 育児等への男女共同参画等の意識を高めるための啓発活動 |
| ⑭ | 認可保育所の整備・充実 |
| ⑮ | 幼稚園の整備・充実 |
| ⑯ | 認定こども園の整備・充実 |
| ⑰ | 児童クラブの整備・充実 |
| ⑱ | 子どもや親子で楽しめる屋内の遊び場・居場所の整備・充実 |
| ⑲ | 認可保育所利用者への保育料軽減等の経済的援助 |
| ⑳ | 幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助 |
| ㉑ | 乳幼児医療費・こども医療費助成制度 |

【小学生保護者】

「重要度」が高く、「満足度」が低い項目としては、「子どもや親で楽しめる公園等屋外の遊び場・居場所の充実」「育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり」「児童虐待や育児放棄の早期解決に向けた体制づくりの強化」「認可保育所の整備・充実」「子どもや親子で楽しめる屋内の遊び場・居場所の整備・充実」「乳幼児医療費・こども医療費助成制度」となっています。



| 表番号 | 内容 |
|-----|---------------------------------------------|
| ① | 子どもや親で楽しめる公園等屋外の遊び場・居場所の充実 |
| ② | 育児休暇等の取得しやすい職場環境づくり |
| ③ | ちょっとした用事やリフレッシュのために利用できる一時預かりサービス |
| ④ | 妊娠・出産等、母子保健対策の充実 |
| ⑤ | 子育て支援に関する総合的な情報提供体制 |
| ⑥ | 子育て交流センターや子育て支援センターの施設等の充実 |
| ⑦ | 産後や保護者の病気のときに家で子どもの世話をしてくれる保育士やヘルパー等の派遣サービス |
| ⑧ | 子育てに関する不安や悩みの相談窓口の充実 |
| ⑨ | 子育てに関して学べる場の充実 |
| ⑩ | 子育てサークルやボランティア等による地域での支援体制の充実 |
| ⑪ | 児童虐待や育児放棄の早期解決に向けた体制づくりの強化 |
| ⑫ | 母子・父子世帯の公営住宅への優先入居制度 |
| ⑬ | 育児等への男女共同参画等の意識を高めるための啓発活動 |
| ⑭ | 認可保育所の整備・充実 |
| ⑮ | 幼稚園の整備・充実 |
| ⑯ | 認定こども園の整備・充実 |
| ⑰ | 児童クラブの整備・充実 |
| ⑱ | 子どもや親子で楽しめる屋内の遊び場・居場所の整備・充実 |
| ⑲ | 認可保育所利用者への保育料軽減等の経済的援助 |
| ⑳ | 幼稚園利用者への保育料補助等の経済的援助 |
| ㉑ | 乳幼児医療費・こども医療費助成制度 |

(5) 子どもの生活に関する実態調査の概要

子どもの貧困対策の推進に向けた施策立案の基礎資料とするため、平成29（2017）年9月に「周南市子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

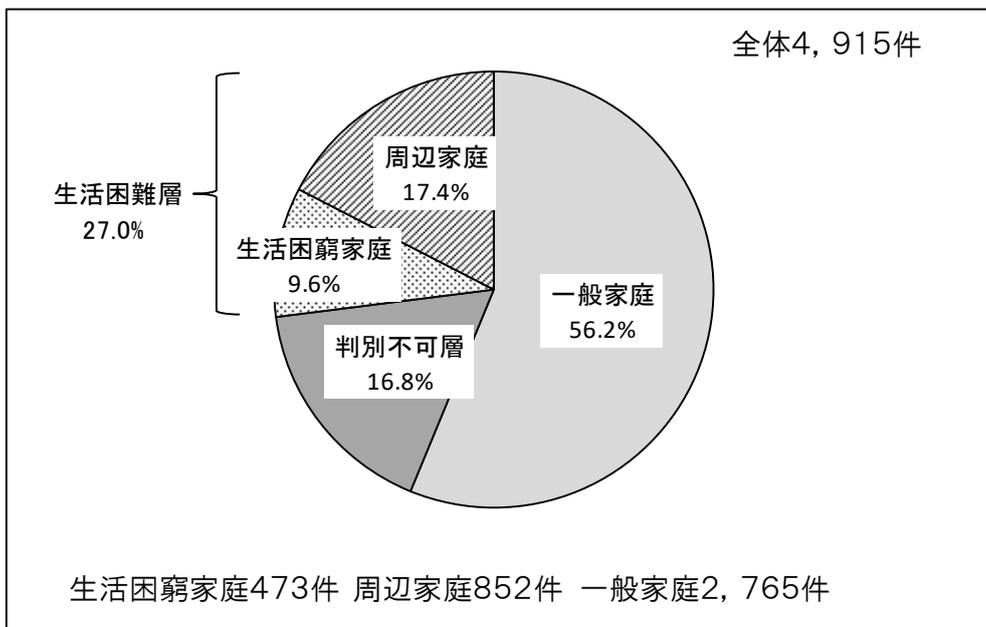
調査対象

| | | |
|-----|-----------------------------|---------------------|
| I | 小学校第2学年の保護者 | 1,223人 |
| II | 小学校第5学年の保護者、子ども | 1,284人（世帯） |
| III | 中学校第2学年の保護者、子ども | 1,225人（世帯） |
| IV | 未就学児の保護者 | 2,400人 |
| V | 16歳以上18歳未満の保護者、子ども | 1,200人（世帯） |
| VI | 18歳未満の子どものいる生活保護・児童扶養手当受給家庭 | 保護者 1,063人 子ども 607人 |

調査結果と課題

調査結果から、「低所得」「家計の逼迫」「子どもの体験や所有物の欠如」の3つの項目に該当したものを、「生活困難層（何かしらの困難を抱えている家庭）」とし、その割合を算出したところ、該当が27%という結果になりました。

このような家庭には、経済的問題が根底にあり、学習環境や生活状況、就労形態など様々な問題が絡み合っているという課題がみえてきました。



(6) 関係機関・事業所調査の概要

① 関係機関調査

子育て支援関係団体等の活動状況や要望等を把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の参考とするために関係機関調査を実施しました。

■ 調査概要

調査対象：市内の子ども・子育て支援に関わる関係団体

調査期間：令和元（2019）年10月10日から令和元（2019）年10月31日まで

配付・回収

| 種別 | 幼児教育・保育施設 (保育所・幼稚園・ 認定こども園) | 地域型保育施設 (企業主導型保育・ 地域型保育) | 子育て支援センター | 児童クラブ | 児童館・児童園 | 主任児童委員 | 周南市母子保健 推進協議会 | 子育て支援活動 補助団体 | 計 |
|-----|-----------------------------------|--------------------------------|-----------|-------|---------|--------|------------------|-----------------|-----|
| 配付数 | 45 | 8 | 12 | 25 | 3 | 44 | 4 | 10 | 151 |
| 回収数 | 26 | 5 | 10 | 23 | 3 | 42 | 4 | 3 | 116 |

■ 調査結果(抜粋)

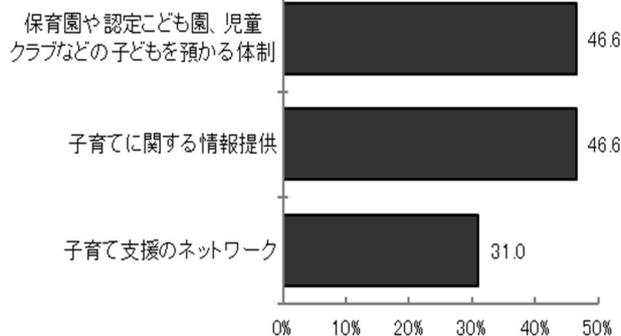
周南市の子育てや子どもが育つ環境について、充実している点・課題

「子どもを預かる体制」が、充実点・課題ともに上位に上がっています。

充実している点では「情報提供」が第1位であり、課題では「遊び場」が過半数を超え、次いで「人材」が第2位となっています。

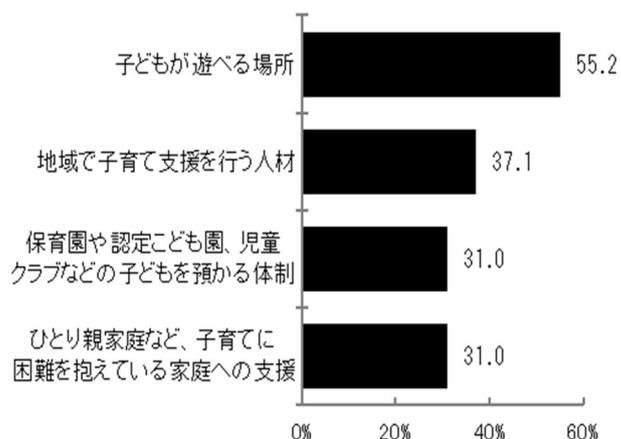
■ 充実している点(上位3項目)

(MA) N=116



■ 課題(上位3項目)

(MA) N=116



【団体種別ごとの結果】

■ 充実している点(上位3項目)

| 幼児教育・保育施設 地域型保育施設等 (31 団体) | 子育て支援センター、 児童クラブ、児童館・児童園 (36 団体) | 主任児童委員、母子保健推進 員、子育て支援活動補助団体 (5 団体、49 人) |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 子育てに関する情報提供 (48.4%) ① 子育て支援のネットワーク (48.4%) ③ 保育園や認定こども園、児童クラブなどの子どもを預かる体制 (41.9%) | ① 子育てに関する情報提供 (63.9%) ② 保育園や認定こども園、児童クラブなどの子どもを預かる体制 (47.2%) ③ 子育て支援のネットワーク (25.0%) | ① 保育園や認定こども園、児童クラブなどの子どもを預かる体制 (49.0%) ② 幼稚園や認定こども園、学校などの子どもの教育の質 (32.7%) ② 子育てに関する情報提供 (32.7%) |

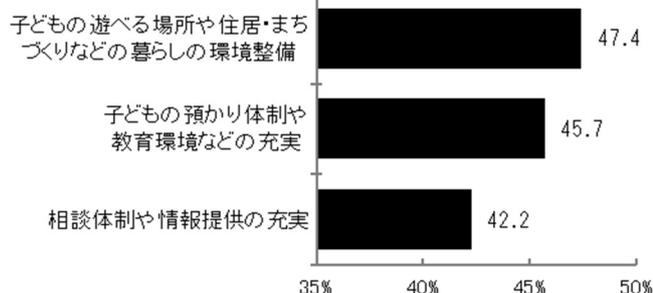
■ 課題(上位3項目)

| 幼児教育・保育施設 地域型保育施設等 (31 団体) | 子育て支援センター、 児童クラブ、児童館・児童園 (36 団体) | 主任児童委員、母子保健推進 員、子育て支援活動補助団体 (5 団体、49 人) |
|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 子どもが遊べる場所 (54.8%) ② 地域で子育て支援を行う人材 (32.3%) ② 子育てしやすいまちづくりなどの環境整備 (32.3%) | ① 子どもが遊べる場所 (55.6%) ② 保育園や認定こども園、児童クラブなどの子どもを預かる体制 (38.9%) ③ 地域で子育て支援を行う人材 (36.1%) | ① 子どもが遊べる場所 (55.1%) ② 地域で子育て支援を行う人材 (40.8%) ② ひとり親家庭など、子育てに困難を抱えている家庭への支援 (40.8%) |

行政に望む支援や施策

上記の課題と連動して、「遊び場など」「預かり体制」が上位となっています。「相談体制」と合わせた3つが4割を超える回答を得ています。

(MA) N=116



【団体種別ごとの結果】

| 幼児教育・保育施設 地域型保育施設等 (31 団体) | 子育て支援センター、 児童クラブ、児童館・児童園 (36 団体) | 主任児童委員、母子保健推進 員、子育て支援活動補助団体 (5 団体、49 人) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備 (58.1%) ② 子どもの預かり体制や教育環境などの充実 (48.4%) ③ 行政と団体が連携して取り組みを行うための体制づくり (41.9%) ③ 運営や活動にかかる経費の支援 (41.9%) | ① 子どもの預かり体制や教育環境などの充実 (55.6%) ② 子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備 (47.2%) ③ 相談体制や情報提供の充実 (36.1%) | ① 支援を必要としている人を把握するための支援 (49.0%) ① 相談体制や情報提供の充実 (49.0%) ③ 子どもの遊べる場所や住居・まちづくりなどの暮らしの環境整備 (40.8%) |

② 事業所調査

市内事業所の仕事と子育ての両立支援に関する取組状況を把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の参考とするために調査を実施しました。

■ 調査概要

調査対象：市内事業所（「しゅうなんイクボス同盟」加入事業所から抽出）

対象数：57事業所

調査期間：令和元（2019）年7月29日から令和元（2019）年8月9日まで

配付・回収

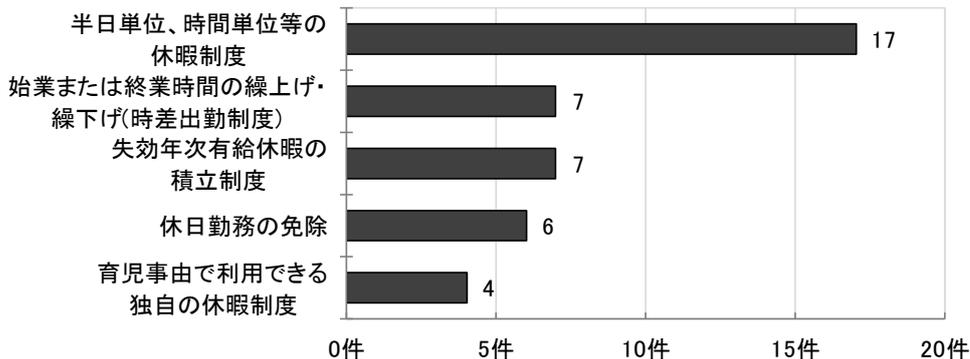
| 配付数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|
| 57 | 22 | 38.6% |

■ 調査結果(抜粋)

仕事と子育ての両立のための各制度の導入状況

「半日単位、時間単位等の休暇制度」「始業または終業時間の繰上げ・繰下げ」「失効年次有給休暇の積立制度」が上位に上がっています。

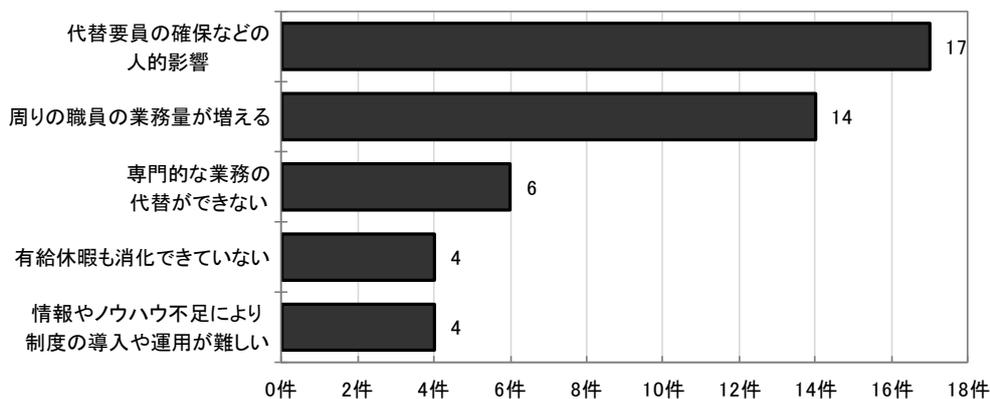
(SA) N=22



様々な子育て支援策を取り入れる上での課題

「代替要員の確保などの人的影響」「周りの職員の業務量が増える」「専門的な業務の代替ができない」が上位に上がっています。

(MA) N=22



(7) 第1期計画期間のまとめ

教育・保育の提供体制の充実

■ 教育・保育施設の一体的提供の推進

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 |
| <ul style="list-style-type: none">「周南市公立保育所の再編整備について」及び「周南市公立幼稚園の再編整備について」を策定し、保育所の民営化、幼稚園の統廃合、認定こども園の開設を計画的に実施 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">保育所4園を民営化認定こども園を3園開設今後において教育・保育提供施設の需要に対する計画的な供給体制の確保、情報の提供や調整が必要 |

■ 教育・保育の質の向上

| |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 |
| <ul style="list-style-type: none">幼稚園・保育所・認定こども園等の合同研修会の実施公開保育の実施（年3回程度）入学前の連絡協議会における個別児童の情報交換の実施小学校教諭との意見交換会や合同研修の実施 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">研修会は参加意欲も高く、概ね好評公開保育の参加者が少数のため、情報提供が必要幼児教育・保育と小学校との円滑な接続が必要 |

■ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 |
| <ul style="list-style-type: none">「子育て安心プラン」に基づき、国・県の施設整備制度の有効活用による保育所の改修や整備の実施 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">5年間で6施設を改修・整備幼児教育・保育の無償化による影響を考慮しつつ、供給体制の確保を図ることが必要 |

地域子ども・子育て支援事業の充実

■ 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

| 主な取組 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">平成28（2016）年6月に子育て世代包括支援センター「はぴはぐ」を徳山保健センター内に設置令和元（2019）年7月に、こども家庭相談室と子育て世代包括支援センターが一体的に支援を実施する、ワンストップ相談窓口「こども・子育て総合支援拠点」を開設出張子育てひろばを開設し、中学校区を基本とした12区域全てで子育て支援センター事業を展開県主催の母子保健スキルアップ研修を受講し、子育て支援センターが「まちかどネウボウ」として認定され、育児不安等に対し、身近な場所できめ細かな相談支援が受けられる体制を構築「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」の充実を図るため、「要保護児童対策地域協議会」に調整担当者を配置し、母子保健、医療、教育、保育など各事業との連携を強化幼稚園における預かり保育、保育所における一時預かりの実施ニーズに応じた延長保育・病児保育の実施児童クラブ専任アドバイザーを配置し、職員及び保護者への指導・相談を実施平成30（2018）年度から「実費徴収に係る補足給付を行う事業」を実施 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">法改正に合わせて「子育て世代包括支援センター」や「こども・子育て総合支援拠点」など新しい取組を実施しているが、周知が不十分子育て支援センターの中学校区に1か所という国の基準を達成したが、地域によるサービスが偏在保育所での一時預かりについては、事業実施施設数の増加に伴い、保育サービスの量が拡充延長保育事業の実施施設数は増加しており、保護者の多様な働き方に伴う保育ニーズに対応病児保育については、現在市内3か所の医療機関で実施しており、一定のニーズは確保しているが、今後、設置箇所について、全市的なバランスの検討も必要教育・保育に必要な実費徴収費用等の一部給付による、子どもの健やかな成長の支援 |

安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実

■ 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援

| 主な取組 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 妊娠届出時、専門職が必ず全員面接を行い、妊娠中から継続的な支援を実施• 市及び産科医療機関において、支援が必要と判断した妊婦の支援を実施• 妊婦や乳幼児のいる家庭への訪問を実施• 地域で暮らす親と子が孤立しないよう、母子保健推進員が訪問や子育てサークルを通しての支援を実施• 一般不妊治療費の助成の実施• 不育症治療費の助成の実施• 乳幼児医療費助成事業の実施• こども医療費助成事業を中学校3年生まで（所得制限あり）に拡充 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">• 妊婦情報の円滑な共有は図れており、今後においては連携強化が必要• 母子保健推進員活動により、地域で暮らす親と子に寄り添う支援ができており、継続した活動が必要• 一般不妊治療費助成事業は、毎年度160人以上が申請• 乳児家庭全戸訪問の実施率は、99%以上であるが、来所での面接を希望する人もおり柔軟な対応が必要• 養育支援訪問によるケース対応で、メンタル面での支援を必要とする人に対し、公認心理師などの専門職による支援の充実が必要• 医療費助成制度について、子育て世帯の負担軽減のため、県制度拡充の要望が必要• 有効な子育て支援策の選択と制度の安定的な実施が必要 |

■ 親と子の健康づくりの推進

| 主な取組 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 幼稚園・保育所・認定こども園と連携し、「こどもあさごはんチャレンジ」や栄養バランス料理教室、食育講座、「歯みがきチャレンジ」等を実施• 小中学生を対象に、野菜メニューコンクールを実施• 「いい歯スマイル検診（妊娠期からの虫歯・歯周疾患予防）」を実施• 幼児期から学童期にフッ化物洗口を実施• 県内全域及び県外で予防接種が受けられる体制を確立• 市内5校で「乳幼児ふれあい体験」を実施 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">• 保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職が普及啓発や相談にのる機会の増加• 妊娠期の「いい歯スマイル検診」受診者数は、増加傾向。妊娠期からの口腔衛生の周知と受診率の向上への対策が必要• 妊娠中の喫煙者は減少しているが、子どもの成長に伴い喫煙者が増加• 予防接種の接種率は90%以上を維持しており、接種率向上への取組を継続 |

子どもの健やかな育ちを支える教育環境の充実

■ 教育環境の充実

| 主な取組 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">• 地域の自然や文化等を生かした特色のある教育を推進• 郷土に誇りと愛着を持ち、周南市の未来を担う人材の育成• 読書に親しむ環境づくりや読書活動の充実• 「周南市教育支援センター」を開設• スクールカウンセラーを配置• 山口県地域連携アドバイザーの活用• 「地域とともにある学校づくり」の推進• 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の交流会の開催• 児童クラブ専任アドバイザーの配置• 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施• 中学校区ごとに地域学校協働活動推進員を配置 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">• 「周南市教育支援センター」を中心とした教育相談体制の充実を図り、児童生徒一人ひとりに適切な対応を継続して行うことが必要• <u>コミュニティ・スクール</u>を核とした学校と地域のネットワークを活用し、社会全体で子どもを見守り育む取組を推進することが必要• 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校のさらなる連携強化が必要• 放課後児童クラブの職員（支援員、補助員）の確保と長期休業中のニーズ増への対策が必要 |

専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

■ 児童虐待防止対策の充実

| |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 |
| <ul style="list-style-type: none">• 児童通告後、48時間以内に目視による子どもの安全確認を実施• 児童相談所、警察、母子保健、医療、教育、保育の各事業や地域の子育て支援団体と連携• 「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」に調整担当者を配置し、個別ケース検討会議や実務者会議を開催• 「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を目的とした構成員向けの研修会を開催• 児童相談所全国共通ダイヤル「189」や「こども・子育て相談専用ダイヤル」の周知 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">• 関係機関と情報共有により、早期の養育支援訪問を実施• 社会の関心が高く、増加傾向にある市民からの通報・連絡に対し、迅速に安全確認が実施できる体制づくりが必要• 「要保護児童対策地域協議会調整機関」への専門性の高い職員の配置と相談支援員などの人材育成や人員確保。• 困難ケースに対応できるよう、社会福祉士や臨床心理士等専門職の確保が必要。• 転入・転出など住所の異動により、支援が途切れることがないように、広域的な機関連携・連絡体制の構築が必要 |

■ ひとり親家庭の自立支援の推進

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 |
| <ul style="list-style-type: none">• 就職に有利な資格取得のため、母子父子家庭自立支援事業を実施• 児童扶養手当現況届の受付期間中に相談窓口を開設し、「生計の悩み相談」などひとり親家庭が抱える問題の解決に向けて支援を実施 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">• 国の制度を活用した効果的な経済支援の実施体制の構築が必要 |

■ 障害のある子どもに対する施策の充実

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 |
| <ul style="list-style-type: none">• 各種母子保健事業における早期発見・早期支援• 障害や発達特性に課題のある幼児の就学に向けた支援• 障害児相談支援・障害児通所支援等、提供体制の確保• 保健・医療・障害福祉・教育などの関係機関との協議の場を設置• 個別ケースに対応するため他機関・他部門との連携を実施• 関係教職員等を対象に専門知識の習得を目的とした研修会を開催 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">• 発達支援の必要な子どもについて医療機関から市へ情報提供体制の機能強化が必要• 数か月にわたる専門医療機関の受診や療育訓練の受診待ちにより、保護者の不安が増大• 相談支援機関や障害福祉サービス事業所を対象に開催する研修会に、多くの事業所から参加の実績あり• 相談件数の増加に加え、内容が複雑化、多様化しており、相談体制の強化や質の向上が必要 |

■ 社会的養護の促進

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主な取組 |
| <ul style="list-style-type: none">• 毎年県が作成するパンフレットの各窓口への配布、ポスターの掲示• 県主催の里親説明会の開催協力 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">• 虐待を受けている子どもの一時保護や入所先として重要な里親への認識を深めるための対策が必要 |

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

■ ワーク・ライフ・バランスの実現

| 主な取組 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">セミナーの開催や、県と連携した各種制度等の情報提供による意識啓発事業所向けにワーク・ライフ・バランスの機運の醸成を図るため、「<u>しゅうなんイクボス同盟</u>」を結成仕事と子育ての両立支援につながる、休日保育、延長保育、一預かり、病児保育事業、放課後児童クラブ等を実施 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">各事業所への様々な制度や取組の周知の徹底、育児休業や子の看護休暇、年次有給休暇等がとりにくい企業等への働きかけが必要保育サービスの量・質の確保と安心・安全に過ごすことができる環境づくり |

安心・安全な子育て環境の充実

■ 安心・安全な子育て環境の充実

| 主な取組 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">幼稚園、保育所、認定こども園、小学校を巡回しての交通安全教室開催周南市交通教育センターによる交通安全に関する知識の普及や技術の向上講演会、公開保育、実技研修会の実施「地域のおじさん、おばさん運動」の推進警察や防犯協議会・地域のボランティアなどと協力・連携しながら防犯パトロールを実施「こども110番の家」活動の推進安心安全サポーターやスクールガードリーダーが学校を訪問し、防災・防犯の指導 |
| 評価と課題 |
| <ul style="list-style-type: none">交通安全に取り組む団体等の高齢化による活動の縮小暗い、見通しが悪いなど、安心・安全な通行に支障のある場所や通学路等の改修が必要「こども110番の家」の実態把握と活用の促進が必要 |

(8) 現状と課題

- 核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化、子どもを取り巻く環境の複雑化等により、子育ての孤立や負担の増加が懸念されています。

→ 行政サービスのほか、家庭での役割分担の見直し、地域の子育て支援、事業所の理解など、多面的なアプローチにより、社会全体で子育て家庭を支えるための意識啓発や仕組みづくりが必要です。

- 教育・保育ニーズの高まりに対応した受け皿の確保が求められています。

→ 幼児教育・無償化による影響も考慮しつつ、地域の実情やニーズに応じ、教育・保育及び地域子育て支援事業の量の確保と質の向上を図るとともに、人材の確保が必要です。

- 妊娠・出産・子育て期に、育児負担や子どもの発達への不安を抱える家庭が増加しています。

→ 育てにくさを感じる保護者の早期把握、身近な場所で気軽に相談ができる体制整備、関係機関の連携等、包括的・継続的な支援につながるための取組が必要です。

- 社会の急激な変化に伴い、価値観や家族の概念が多様化しています。

→ 子どもたちが、それぞれの価値観を大切にしながら、将来を考え、生きる力を身に着けることが大切です。また、子どもたち自身が、社会の一員として、意見を表し、その意見が尊重される環境づくりが必要です。

- 全国的に児童虐待が後をたたず、虐待の兆候を見逃さない危機感をもった適切な対処や頻繁に改正される制度などへの迅速な対応が求められています。

→ 児童虐待の発生予防や早期発見のため、支援機関の専門性の向上と連携の強化が必要です。また、児童虐待への関心を高め、社会全体で子どもを見守り支える気運の醸成が必要です。

- 「周南市子どもの生活に関する実態調査」結果から、27%の世帯が生活に何かしらの困難を抱えている状態であることがわかりました。

→ その根底には経済的問題、学習環境や生活状況、就労形態など様々な問題が絡み合っており、「学習の支援」「生活の支援」「保護者の就業支援」「経済的支援」が必要です。

- 「子ども・子育て支援ニーズ調査」では「屋外や屋内の遊び場・居場所」の重要度が高い割合となっています。

→ 子どもが安心・安全に過ごせる遊び場や居場所が必要です。

第Ⅱ部

周南市

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1 基本理念

基本理念

まちぐるみで応援 子どもが笑顔で幸せになるまち しゅうなん

「家族の多様性」という言葉が用いられるようになって久しいです。しかし、家族がどのような生活の形をもっていたとしても、育ちの主役は子ども自身であり、その育ちを支える主役は保護者です。これからの子育てに求められてきていることは、子どもが安心して育つ環境をいかに作り上げていくかということであり、言い換えれば、子どもの笑顔をどれだけ増やしていけるかであり、それが、子どもを育てる上での大切なポイントになってきます。

一方で、現代社会においては、核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化、子どもを取り巻く環境の複雑化等により、子育て家庭の孤立化や負担の増加が懸念されており、ストレスがたまっていても、それを解消する場や打ち明ける場があまりにも少ないのが現状です。

だからこそ、子育ては家族という枠の中だけではなく、まちぐるみで行うことが求められるようになってきているのです。まちぐるみで子育てをするときには、その担い手としていくつかの役割を考えてみることができます。

最初に、家庭の役割です。何ととっても、子育ての基本は家庭にあります。二つめに、地域の役割です。地域の役割としては、子どもが普段いる居場所を作ったり、子育て世帯に声かけをしたりするように、関心を持っていくことができるでしょう。三つめに、事業所の役割があります。男性ももっと子育てに取り組みやすい環境を作ることは、事業所が率先してできる役割です。最後に、行政の役割があります。子育て中の住民に対して行政サービスを行うことはもちろんですが、地域や事業所を応援することも役割となります。このように、家庭、地域、事業所、行政がそれぞれの立場から、できることに取り組んでいきます。

周南市は、「まちぐるみ」で子育てをし、子どもたちが笑顔で過ごせるまちを目指します。

2 基本目標

基本理念を実現するため、今後5年間で取り組む6つの基本目標を定めます。

基本目標1 子ども・子育て支援の充実

- 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の「量の確保」と「質の向上」
- 教育・保育の推進体制の確保と施設等利用給付の円滑な実施
- 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な推進

基本目標2 安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実

- 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実
- 親と子の健康づくりの推進
- 発達支援体制の充実

基本目標3 子どもの生き抜く力を育む教育の充実

- 変化が激しい社会を力強く「生き抜く力」を育む教育の充実
- 子どもたちが自ら判断し、主体的に行動できる人材として成長できる環境づくり

基本目標4 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

- 児童虐待防止対策の充実
- ひとり親家庭の総合的な自立支援の推進
- 障害を抱える子どもが地域の中で安心して生活を送るための環境づくりの推進
- 全ての子どもが夢と希望を持って成長できる社会の実現

基本目標5 安心・安全な子育て環境の充実

- 子どもの安全を守る取組の推進

基本目標6 子育てと仕事の両立支援の推進

- 男女ともに子育てをしながら働きやすい環境づくり

3 計画体系

まちぐるみで応援 子どもが笑顔で幸せになるまち しゅうなん

基本目標1

子ども・子育て支援の充実

- ・教育・保育の提供体制の充実
- ・地域子ども・子育て支援事業の充実
- ・新・放課後子ども総合プランの推進※1

基本目標2

安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の充実※2

- ・妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実
- ・親と子の健康づくりの推進
- ・発達支援体制の充実

基本目標3

子どもの生き抜く力を育む教育の充実

- ・教育環境の充実
- ・学校・家庭・地域が連携した教育の充実

基本目標4

特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障害のある子どもに対する施策の充実
- ・困難を抱える子育て家庭の支援※3

基本目標5

安心・安全な子育て環境の充実

- ・子どもの安全を守る取組の推進

基本目標6

子育てと仕事の両立支援の推進

- ・子育てと仕事の両立支援の推進

※1：「新・放課後子ども総合プラン周南市行動計画」に位置づけ ※2：「周南市母子保健計画」に位置づけ

※3：「周南市子どもの貧困対策推進計画」に位置づけ

各基本目標の実施にあたっては、次の視点を持って取り組みます。

- ◆ 「児童の権利に関する条約」の視点
- ◆ 「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点

第Ⅲ部

事業計画

基本目標 1

子ども・子育て支援の充実

(1) 教育・保育の提供体制の充実

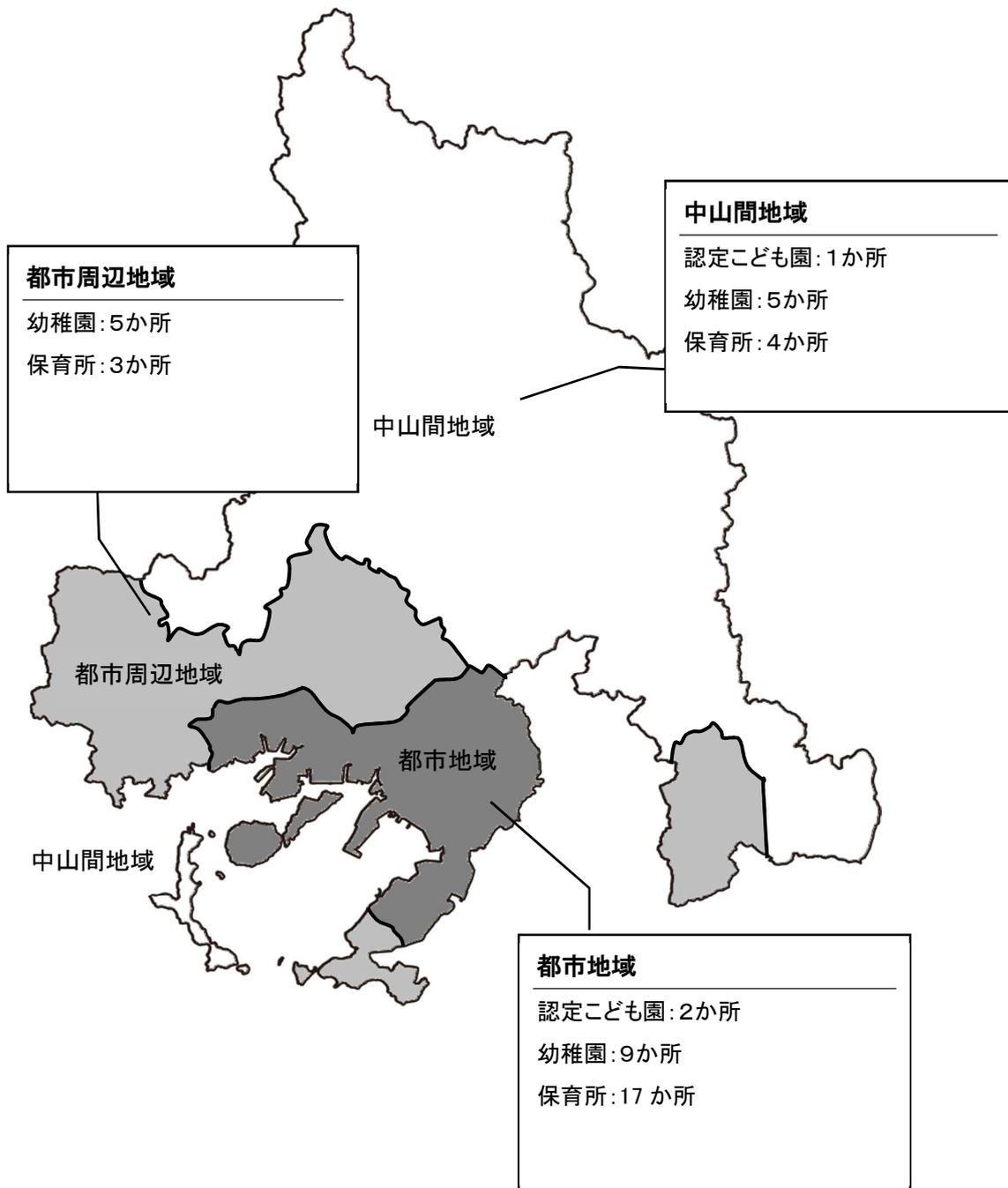
① 教育・保育の提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所・認定こども園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることとされています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では、「都市地域」「都市周辺地域」「中山間地域」の3地域を、教育・保育提供区域とします。

【教育・保育施設提供区域】

| 提供区域 | 地域 |
|--------|----------------------------------------------|
| 都市地域 | 徳山、遠石、岐山、今宿、桜木、周陽、秋月、久米、櫛浜、富田、福川 |
| 都市周辺地域 | 鼓南、夜市、戸田、湯野、菊川 勝間、大河内 |
| 中山間地域 | 大津島、大向、大道理、長穂、須々万、中須、須金、和田 高水、三丘、八代 鹿野 |

【区域別の子育て支援サービスの状況】



② 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

- 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、本市に居住する子どもの「幼稚園」「保育所」「認定こども園」等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定しました。
- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）、地域型保育事業（※2）及び企業主導型保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

| 教育・保育施設及び地域型保育事業 | | 算出対象 児童年齢 |
|------------------|-----------------------------------|--------------|
| 1号認定 | （認定こども園及び幼稚園） <専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭> | 3～5 歳 |
| 2号認定① | （幼稚園） <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭> | 3～5 歳 |
| 2号認定② | （認定こども園及び保育所） <共働き家庭> | 3～5 歳 |
| 3号認定 | （認定こども園及び保育所＋地域型保育事業） <共働き家庭> | 0～2 歳 |

【都市地域】

| | | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | |
|--------------------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|
| 1号認定 (3歳以上教育希望) | 見込量合計① | 1,047人 | 1,018人 | 952人 | 929人 | 897人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 1,308人 | 1,242人 | 1,258人 | 1,264人 | 1,274人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 323人 | 326人 | 326人 | 326人 | 326人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 1,631人 | 1,568人 | 1,584人 | 1,590人 | 1,600人 |
| | ②-①= | 584人 | 550人 | 632人 | 661人 | 703人 | |
| 2号認定 (3歳以上教育希望) | 見込量合計① | 277人 | 273人 | 256人 | 251人 | 242人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 289人 | 285人 | 269人 | 263人 | 253人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 42人 | 39人 | 39人 | 39人 | 39人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 331人 | 324人 | 308人 | 302人 | 292人 |
| | ②-①= | 54人 | 51人 | 52人 | 51人 | 50人 | |
| 2号認定 (3歳以上保育必要) | 見込量合計① | 1,013人 | 997人 | 939人 | 919人 | 889人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 1,117人 | 1,158人 | 1,158人 | 1,158人 | 1,158人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 31人 | 31人 | 31人 | 31人 | 31人 |
| | | 合計② | 1,148人 | 1,189人 | 1,189人 | 1,189人 | 1,189人 |
| | ②-①= | 135人 | 192人 | 250人 | 270人 | 300人 | |
| 3号認定 (1〜2歳保育必要) | 見込量合計① | 634人 | 639人 | 663人 | 677人 | 690人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 595人 | 617人 | 622人 | 622人 | 622人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 62人 | 62人 | 75人 | 75人 | 75人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| | | 合計② | 687人 | 709人 | 727人 | 727人 | 727人 |
| | ②-①= | 53人 | 70人 | 64人 | 50人 | 37人 | |
| 3号認定 (0歳保育必要) | 見込量合計① | 112人 | 116人 | 119人 | 123人 | 126人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 138人 | 144人 | 144人 | 144人 | 144人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 32人 | 32人 | 38人 | 38人 | 38人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 17人 | 17人 | 17人 | 17人 | 17人 |
| | | 合計② | 187人 | 193人 | 199人 | 199人 | 199人 |
| | ②-①= | 75人 | 77人 | 80人 | 76人 | 73人 | |

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【都市周辺地域】

| | | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | |
|--------------------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 1号認定 (3歳以上教育希望) | 見込量合計① | 267人 | 256人 | 246人 | 238人 | 234人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 492人 | 492人 | 314人 | 314人 | 314人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 492人 | 492人 | 314人 | 314人 | 314人 |
| | ②-①= | 225人 | 236人 | 68人 | 76人 | 80人 | |
| 2号認定 (3歳以上教育希望) | 見込量合計① | 71人 | 69人 | 66人 | 64人 | 63人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 18人 | 18人 | 66人 | 66人 | 66人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 18人 | 18人 | 66人 | 66人 | 66人 |
| | ②-①= | -53人 | -51人 | 0人 | 2人 | 3人 | |
| 2号認定 (3歳以上保育必要) | 見込量合計① | 258人 | 251人 | 242人 | 235人 | 232人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 186人 | 186人 | 251人 | 251人 | 251人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 186人 | 186人 | 251人 | 251人 | 251人 |
| | ②-①= | -72人 | -65人 | 9人 | 16人 | 19人 | |
| 3号認定 (1〜2歳保育必要) | 見込量合計① | 147人 | 153人 | 159人 | 162人 | 166人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 113人 | 113人 | 170人 | 170人 | 170人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 113人 | 113人 | 170人 | 170人 | 170人 |
| | ②-①= | -34人 | -40人 | 11人 | 8人 | 4人 | |
| 3号認定 (0歳保育必要) | 見込量合計① | 26人 | 26人 | 27人 | 28人 | 29人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 21人 | 21人 | 29人 | 29人 | 29人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 21人 | 21人 | 29人 | 29人 | 29人 |
| | ②-①= | -5人 | -5人 | 2人 | 1人 | 0人 | |

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

【中山間地域】

| | | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | |
|--------------------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------|
| 1号認定 (3歳以上教育希望) | 見込量合計① | 73人 | 70人 | 72人 | 71人 | 68人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 209人 | 209人 | 209人 | 211人 | 211人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 209人 | 209人 | 209人 | 211人 | 211人 |
| | ②-①= | 136人 | 139人 | 137人 | 140人 | 143人 | |
| 2号認定 (3歳以上教育希望) | 見込量合計① | 19人 | 19人 | 20人 | 19人 | 18人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 23人 | 23人 | 23人 | 21人 | 21人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 合計② | 23人 | 23人 | 23人 | 21人 | 21人 |
| | ②-①= | 4人 | 4人 | 3人 | 2人 | 3人 | |
| 2号認定 (3歳以上保育必要) | 見込量合計① | 70人 | 69人 | 71人 | 70人 | 68人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 145人 | 125人 | 125人 | 125人 | 125人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |
| | | 合計② | 151人 | 131人 | 131人 | 131人 | 131人 |
| | ②-①= | 81人 | 62人 | 60人 | 61人 | 63人 | |
| 3号認定 (1〜2歳保育必要) | 見込量合計① | 48人 | 49人 | 48人 | 47人 | 47人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 66人 | 86人 | 86人 | 86人 | 86人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 |
| | | 合計② | 76人 | 96人 | 96人 | 96人 | 96人 |
| | ②-①= | 28人 | 47人 | 48人 | 49人 | 49人 | |
| 3号認定 (0歳保育必要) | 見込量合計① | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | |
| | 確保方策 (提供量) | 特定教育・保育施設※1 | 12人 | 12人 | 12人 | 12人 | 12人 |
| | | 地域型保育事業※2 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 確認を受けない幼稚園※3 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 企業主導型保育施設 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| | | 合計② | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| | ②-①= | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 | |

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※3 現行の私学助成制度のまま運営を行う幼稚園

③ 教育・保育施設の一体的提供の推進

平成 22（2010）年に策定した「周南市就学前児童通園施設の今後の在り方」を踏まえ、令和 2（2020）年からの周南市公立保育所・公立幼稚園再編整備二次計画に基づき、認定こども園化や施設の統合等による小規模保育園の適切な集団規模の確保に努めるとともに、民営化による事業者の保育所整備を積極的に支援します。

また、令和元（2019）年 10 月から実施されている幼児教育・保育の無償化により、子育て世帯を取り巻く環境も大きく変化しています。今後も保護者の教育・保育ニーズを的確に把握し、幼稚園、保育所、認定こども園等を通じ、必要な教育・保育が提供できるよう取り組みます。

④ 教育・保育の質の向上

幼児教育に対して専門的な知見や豊富な実践経験を持つ幼児教育アドバイザーによる、公立、私立や幼稚園、保育所や認定こども園といった幼児教育・保育施設の枠を越えた合同研修会の実施等により、市内施設全体の幼児教育の質の向上を図ります。

幼稚園・保育所と小学校の職員の交流や幼児と児童の交流等を通して、幼児期の教育と小学校教育の接続を円滑にし、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりを行います。

⑤ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

産後の休暇後及び育児休業後に、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育提供施設の円滑な利用が図れるよう、ニーズ調査に基づく教育・保育施設の需要量について計画的な整備を行います。

⑥ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元（2019）年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。この制度は「①市町村の確認を受けた施設」を「②市町村の認定を受けた子ども」が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとの協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

⑦ 子育て支援に必要な人材等の育成・確保

幼児教育・保育の無償化の影響や女性の就業者の更なる上昇により、増加する保育ニーズへの対応が求められます。また、量の確保のみならず、質の高い教育・保育の提供のためには、保育士の業務負担軽減やキャリアアップ支援等、保育士が将来に希望を持ち、充実感を得ながら保育ができる環境づくりが求められています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

●提供区域については、各事業の特性から利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「市全域」とします。ただし、放課後児童健全育成事業については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定案■

| 事業区分 | | 設定区域 | 考え方 |
|------|--------------------------------|------|----------------------------------------------------------|
| ① | 利用者支援事業 | 市全域 | 相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ② | 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター) | 市全域 | 利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ③ | 妊婦健康診査 | 市全域 | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ④ | 乳児家庭全戸訪問事業 | 市全域 | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ⑤ | 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業 | 市全域 | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ⑥ | 子育て短期支援事業 (ショートステイ) | 市全域 | 利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ⑦ | 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター) | 市全域 | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ⑧ | 一時預かり事業 | 市全域 | 通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。 |
| ⑨ | 延長保育事業 | 市全域 | 通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、地域子ども・子育て支援事業の基本型である「市全域」とする。 |
| ⑩ | 病児保育事業 | 市全域 | 利用実態や供給体制の状況を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ⑪ | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 小学校区 | 放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。 |
| ⑫ | 実費徴収に係る補足給付を行う事業 | 市全域 | 事業特性を踏まえ、「市全域」とする。 |
| ⑬ | 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 | 市全域 | 新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。 |

- 計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。ニーズ調査等をもとに、周南市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。
- 地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための基本的な方向を示します。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

| 基本型※ | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |
| 確保方策 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 | 2か所 |

※教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施

| 母子保健型※ | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 量の見込み | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |
| 確保方策 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 |

※母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築

基本的な方向

- 子ども又はその保護者の個別ニーズを把握し、適切な情報提供や利用者支援ができるよう、関係機関や事業者と緊密に連携を図ります。
- 基本型と母子保健型を一体的に実施することで、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施します。

② 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢 0歳児～2歳児

単 位 人日(延べ人数)、子育て交流センター・子育て支援センター数

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 27,282人日 | 26,573人日 | 26,257人日 | 25,558人日 | 24,945人日 |
| ②確保方策 | 12か所 | 12か所 | 12か所 | 12か所 | 12か所 |

※①量の見込みには、子育てひろばの利用者数を含む

基本的な方向

- 子育て支援センターは、県が推進する「やまぐち版ネウボラ」の「まちかどネウボラ」に位置づけられており、子育て中の保護者の身近な相談場所として、子育て中の保護者に寄り添った支援を行います。また、相談相手である指導員のスキルの向上を図るとともに、母子保健事業と連携し、乳幼児期の専門的な相談支援体制の強化を進めます。
- 利用者のニーズを把握し、育児に役立つ講習会や講演会を実施します。
- 施設のない地域においては、市民センター等を活用して子育てひろばを開設し、引き続き身近な場所でのサービスの提供を図ります。

③ 妊婦健康診査

事業概要

妊婦と胎児の健康の保持及び増進を図り、安心・安全な妊娠、出産のために定期的に健康診査を受けられるよう費用を助成する。

対 象 妊婦

単 位 人、回

需要量と確保の方策

| | | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|----|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 人数 | 942人 | 914人 | 891人 | 869人 | 849人 |
| | 回数 | 11,310回 | 10,986回 | 10,686回 | 10,426回 | 10,184回 |
| ②確保方策 | | 医療機関において、国の定める基本的な妊婦健康診査を実施 | | | | |

基本的な方向

- 妊婦健康診査受診の重要性を普及・啓発し、確実な受診勧奨により、安心して妊娠期を過ごし安全に出産できるよう支援します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

保健師等が、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、育児不安や悩みを聴き、子育てに関する情報提供や児と産婦の健康管理を行うとともに支援が必要な家庭には適切なサービスに結びつける。

対象年齢 0歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 942人 | 914人 | 891人 | 869人 | 849人 |
| ②確保方策 | 942人 | 914人 | 891人 | 869人 | 849人 |
| ②-①= | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

基本的な方向

- 育児不安が最も高まる生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問することにより、保護者の養育状況を把握し、子育て不安や負担の軽減及び安定した育児に向け、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者と児の健康管理や育児についての相談、助言を行います。

⑤ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【養育支援訪問事業】

事業概要

妊娠中から育児不安を抱えるなどの要支援家庭や乳児家庭全戸訪問により継続して支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、各家庭に応じて適切な養育が行われるよう関係機関等が連携し、必要な育児支援を実施する。

また、養育環境が整わない家庭に対し、環境改善を図るため、家事・育児の援助を行う。

対象年齢 0歳児～18歳未満

単 位 人（支援対象人数）

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 500人 | 500人 | 500人 | 500人 | 500人 |
| ②確保方策 | 500人 | 500人 | 500人 | 500人 | 500人 |
| ②-①= | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

基本的な方向

- 児童虐待を未然に防ぐため、専門相談や育児・家事援助を実施することで、養育支援の必要な保護者の育児・養育能力の向上を図ります。

【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業】

事業概要

虐待を受けた子ども、保護者の養育支援が特に必要な子ども、非行少年、特定妊婦など、要保護児童等の適切な保護または支援を目的として、「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を中心に、早期発見、適切な保護または支援を実施する。

基本的な方向

- 児童虐待の発生予防や早期対応を図るため、関係機関等により構成される「要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、調整機関としての役割を果たす市職員や関係機関職員の専門性向上のための取組を充実します。

⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢 0歳児～18歳未満

単 位 人日（支援対象延べ人数）

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 40人日 | 38人日 | 35人日 | 33人日 | 31人日 |
| ②確保方策 | 92人日 | 92人日 | 92人日 | 92人日 | 92人日 |
| ②-①= | 52人日 | 54人日 | 57人日 | 59人日 | 61人日 |

基本的な方向

- トワイライトステイ（次頁参照）と合わせ、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして一層の事業周知を図るとともに、育児疲れや育児不安を抱えた保護者の育児負担軽減を目的とした利用や、DVや経済困窮により緊急一時的に母子保護を実施するなど適切な対応を図ります。

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助が必要な人と、援助ができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢 0歳児～小学校6年生

単 位 人日（延べ人数）

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 980人日 | 980人日 | 980人日 | 980人日 | 980人日 |
| ②確保方策 | 980人日 | 980人日 | 980人日 | 980人日 | 980人日 |
| ②-①= | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

基本的な方向

- ファミリーサポートセンターの継続的なPRを行い、会員の確保を図ります。また、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認を徹底するとともに、提供会員のレベルアップのための研修等の充実を図ります。

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

事業概要

幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)に通う児童について、通常の利用時間以外に保育を行う。

対象年齢 3歳児～5歳児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 69,059 人日 | 67,657 人日 | 64,601 人日 | 64,205 人日 | 63,352 人日 |
| 1号認定 | 13,397 人日 | 13,125 人日 | 12,533 人日 | 12,456 人日 | 12,290 人日 |
| 2号認定 | 55,662 人日 | 54,532 人日 | 52,068 人日 | 51,749 人日 | 51,062 人日 |
| ②確保方策 | 82,667 人日 |
| ②-①= | 13,608 人日 | 15,010 人日 | 18,066 人日 | 18,462 人日 | 19,315 人日 |

⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

事業概要

保育認定を受けない子どもを保護者が就労や疾病などにより一時的に家庭での保育ができない場合に保育を行う。

対象年齢 0歳児～5歳児

単 位 人日(延べ人数)

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 8,269 人日 | 8,199 人日 | 8,075 人日 | 8,057 人日 | 8,016 人日 |
| ②確保方策 | 14,855 人日 |
| 一時預かり事業 | 14,673 人日 |
| 子育て短期支援事業 (トワイライトステイ) | 2 人日 |
| ファミリーサポートセンター-事業 | 180 人日 |
| ②-①= | 6,586 人日 | 6,656 人日 | 6,780 人日 | 6,798 人日 | 6,839 人日 |

基本的な方向

- 今後とも、一時的な保育が必要な保護者や、緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想されることから、ニーズに応じた量の確保とともに、預かり時間中の安心・安全の維持のための人材の育成、配置等についても検討します。

⑨ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて通常の利用日及び利用時間以外に保育所や認定こども園等で保育を行う。

対象年齢 0歳児～5歳児

単 位 人日（延べ人数）

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 871人日 | 843人日 | 819人日 | 786人日 | 757人日 |
| ②確保方策 | 2,197人日 | 2,197人日 | 2,197人日 | 2,197人日 | 2,197人日 |
| ②－①＝ | 1,326人日 | 1,354人日 | 1,378人日 | 1,411人日 | 1,440人日 |

基本的な方向

- 就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、事業者との調整を図り、設備等の整備や人材の確保など、更なる制度の充実を図ります。

⑩ 病児保育事業

事業概要

病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対 象 乳児・幼児又は小学校に就学している児童

単 位 人日（延べ人数）

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 3,594人日 | 3,507人日 | 3,402人日 | 3,344人日 | 3,278人日 |
| ②確保方策 | 10,368人日 | 13,824人日 | 13,824人日 | 13,824人日 | 13,824人日 |
| ②－①＝ | 6,774人日 | 10,317人日 | 10,422人日 | 10,480人日 | 10,546人日 |

基本的な方向

- 本事業は、病気による突発的・単発的に保育ニーズが生じるため、感染症等が発生した場合等は、ニーズ量の変化に大きく影響します。
- 女性の社会進出や無償化の影響によるニーズ量の変化や県内の広域利用の状況を踏まえ、既存3施設の利用実績や全市的なバランスを勘案し、適切と考えられる区域に応じた施設整備を検討していきます。

① 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保育することができない小学生の保育を行う。

対 象 1年生～6年生

単 位 人

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 1,878人 | 1,873人 | 1,844人 | 1,823人 | 1,787人 |
| 1年生 | 534人 | 537人 | 547人 | 516人 | 521人 |
| 2年生 | 488人 | 483人 | 472人 | 482人 | 440人 |
| 3年生 | 420人 | 421人 | 410人 | 410人 | 414人 |
| 4年生 | 275人 | 264人 | 256人 | 259人 | 255人 |
| 5年生 | 121人 | 127人 | 115人 | 116人 | 117人 |
| 6年生 | 40人 | 41人 | 44人 | 40人 | 40人 |
| ②確保方策 | 1,960人 | 1,960人 | 1,960人 | 1,960人 | 1,960人 |
| ②－①＝ | 82人 | 87人 | 116人 | 137人 | 173人 |

基本的な方向

- 放課後、週末、長期休業における子どもの安心・安全な居場所づくりを推進します。
- 教育委員会・小学校との緊密な連携のもとに計画的な施設整備を進めるとともに、支援を要する子どもたちのための保育環境の整備を行います。
- 専門的な知識や技能を有する人材の確保、育成に努めます。
- 新・放課後子ども総合プランに基づく、放課後子供教室と放課後児童クラブの連携や一体的な実施に向けて、両事業の効果的な推進を図ります。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯・所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品等の実費徴収経費や未移行幼稚園の副食費の一部の助成を行う。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人

需要量と確保の方策

| | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①量の見込み | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 |
| ②確保方策 | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 | 400人 |
| ②-①= | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

基本的な方向

- 教育・保育に必要な実費徴収費用等及び未移行幼稚園の副食費の一部を給付することで、子どもの健やかな成長を支援します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

基本的な方向

- 今後示される国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

(3) 新・放課後子ども総合プランの推進

全ての児童の安心・安全な居場所づくりのため、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉との連携などを進め、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備を進めます。

① 放課後児童クラブの目標事業量

「仕事と子育ての両立支援」の基幹的事業として、現在設置している小学校区において、入会要件を満たす子どもの受け入れができるよう、整備を進めます。

※「需要量と確保方策」は P.51 に記載の通り。

② 放課後子供教室の目標事業量

全ての児童が放課後子供教室の学びのプログラムに参加できる環境をつくるため、放課後子供教室と放課後児童クラブを同一小学校内で実施するなど、両事業を一体的に推進します。

■放課後子供教室

| | 現状 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|-------|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 目標事業量 | 32か所 | 32か所 | 32か所 | 33か所 | 33か所 | 33か所 |
| 内 一体型 | 15か所 | 15か所 | 16か所 | 17か所 | 17か所 | 18か所 |

③ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室に関する方策

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた遊びや生活ができる場であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

また、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する場合は、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室の協働活動サポーターが連携し、課題の共有や共通プログラムの作成などに取り組めるよう、定期的な協議や研修の機会を設けます。

④ 余裕教室等の活用に関する方策

放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を推進するため、学校施設の有効活用について教育委員会事務局と情報を共有し、連携して取り組みます。

⑤ 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブについては、受け入れる際に目安となる基準をつくるなど、特別な配慮が必要な児童が安心・安全に過ごせる環境づくりに努めます。

放課後子供教室については、児童一人ひとりの状況に応じた学びのプログラムが提供できるよう実施環境や支援体制などについての調整を図ります。

⑥ 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

保育の利用者が安心して放課後児童クラブを利用できるように、地域の実情に応じた開所時間の延長に取り組めます。

基本目標 2

安心して子どもを産み、 健やかに育てることのできる環境の充実

(1) 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実

■□ 方向性 □■

全ての子どもの健やかな育ちと保護者の子育て力の向上を目指し、妊娠・出産・子育てに寄り添う母子保健対策の充実に取り組むとともに、子育てに関わる多分野・多職種の連携体制を強化し、切れ目のない支援の充実を図ります。

■□ 主な取組 □■

① 妊娠期からのきめ細かい支援

- 妊娠届出時に、保健師等の専門職による全数面接を行い、妊娠、出産、子育てに対する情報提供や不安や悩みに寄り添い支援を行います。
- 産科医療機関等と支援の必要な妊婦の情報共有を図り、相談支援や家庭訪問を行い、妊娠期からのきめ細かい支援を実施します。

② 産前産後における支援体制の充実

- 妊娠、出産や子育てに関する不安や悩みを抱える妊産婦等に対し、相談支援を行う産前産後サポーターの派遣や出産後生じる心身の不調等について保健指導を行う産後ケアを実施します。
- 産婦健康診査の実施等により、育児不安や産後うつ等を早期に把握し、産後ケア等の適切なサービスにつなぐことにより、心身の安定と育児不安の解消を図ります。

③ 子育て期における支援の充実

- 出産後できるだけ早期に、保健師等の専門職が乳児家庭全戸訪問を実施し、育児負担や不安、産後うつ状等の把握に努め、必要に応じて適切な支援を実施します。
- 妊娠中から育児不安を抱える等の要支援家庭や乳児家庭全戸訪問により継続して支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育が行われるよう、相談、支援、助言を実施します。

④ 医療機関や関係団体等との連携によるネットワークの強化

- 特定妊婦や育児に不安を抱える支援等が必要な家庭を早期に把握するために、今後さらに医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化を図ります。

(2) 親と子の健康づくりの推進

■□ 方向性 □■

生涯にわたり、親と子が心身の健康の保持増進が図られるよう、各ライフステージに応じた適切な健康管理ができるよう、相談支援体制を強化するとともに関係機関と連携を図りながら健康づくりを推進します。

■□ 主な取組 □■

① 望ましい生活習慣の確立

- 育児相談や各種教室、子育てサークル等の機会を通じて、生活習慣に関する知識の普及啓発や相談を実施します。
- 幼稚園や保育所と連携し、食生活や歯と口腔等に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

② 食を通した健康づくりの実践

- 健康づくりの基本である、食事・運動・休養は、幼少期からの規則正しい生活習慣を形成するものであり、生涯にわたる健康づくりの基盤となることから、家族と食卓を囲み（共食）、朝食摂取や栄養バランスのとれた食事を摂取するなど、子どもの頃から望ましい食習慣や食行動を身に付けるための取組を行います。

③ 適切な口腔ケアの実践

- 妊婦及び幼児の歯科健康診査の実施により、虫歯や歯周病予防の推進を図り、歯の健康管理への意識や適切な口腔ケアについて正しい知識の普及啓発や相談を実施します。
- 幼児期から学童期において、歯科医療機関や関係機関等と連携し、虫歯予防や歯周疾患予防に取り組みます。

④ タバコやアルコールに関する正しい知識の普及啓発

- 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問等の機会を通して、妊産婦や家族等へ受動喫煙や飲酒が及ぼす影響について、正しい知識の普及啓発を行います。

⑤ 定期予防接種の実施等による感染症予防対策

- 乳幼児等を感染症から守るため、感染症予防や予防接種に関する正しい知識の普及や定期予防接種の受診勧奨を行います。

(3) 発達支援体制の充実

■□ 方向性 □■

子どもの発育や発達に関して、保護者や身近な養育者が正しい知識を得られるよう、学べる機会を提供します。また、育てにくさを感じている保護者に対しては、関係機関と連携し、早期の段階から必要な支援が受けられるよう支援体制や相談体制の強化に取り組みます。

■□ 主な取組 □■

① 発達に特性がある子どもの早期発見及び適切な支援の充実

- 発達に特性があり育てにくさを感じている保護者に対して、保護者が子どもの発達について理解を深め、子どもへの関わり方について相談、支援を受けることができるよう発達相談会や発達支援学級等を実施します。
- より専門的な支援が必要な場合は、適切な支援機関につなぐとともに、関係機関と連携し、子どもと保護者の支援を行います。

② 関係機関との連携強化による支援体制の充実

- 各分野の関係機関が、情報共有や連携強化を図り、支援体制の充実に努めます。

基本目標 3

子どもの生き抜く力を育む教育の充実

(1) 教育環境の充実

■□ 方向性 □■

子どもたち一人ひとりの特性や能力を伸ばし、「豊かな心」の育成を基本として、「確かな学力」「健やかな体」がそれぞれ調和のとれた「生きる力」を育むとともに、これからの変化が激しい社会を力強く「生き抜く力」を育む教育の充実に取り組みます。

また、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のための取組を推進します。

■□ 主な取組 □■

① 教育環境の充実

- 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善による「確かな学力」の定着、道徳教育の充実や多様な体験活動等による「豊かな心」の育成や食育をはじめとした「健やかな体」の育成、これら「知・徳・体」の調和のとれた教育の推進に取り組むとともに、小・中学校9年間を見通したキャリア教育の充実を図り、社会的・職業的自立に向けた資質や能力の育成に取り組みます。
- 学校図書館司書や指導員を配置し、児童生徒の読書活動の推進と学習支援の充実を進め、子どもたちの「豊かな心」の育成に取り組みます。
- 福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校をはじめとして、様々な課題を抱える児童生徒の相談体制の充実を図ります。
- 特別な支援や介助を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導、支援を行うため、生活指導員や介助員を配置するとともに、教員等の研修の充実を図り、より質の高い教育支援を行います。

② 幼・保・小連携による教育の円滑な接続

- 幼稚園、保育所、認定こども園の立場から、小学校との連携の在り方を考え、より互惠性のある連携を図れるような専門的な識見を有するアドバイザーの配置や職員研修の実施を検討します。
- 幼児期の教育と小学校教育の接続を円滑にするために、子ども同士の交流活動や教職員の合同研修会等の計画的・継続的な実施を進めます。

(2) 学校・家庭・地域が連携した教育の充実

■□ 方向性 □■

学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを見守り育むための活動を推進し、子どもたちが社会の一員として自ら判断し、主体的に行動できる人材として成長できる環境づくりに取り組みます。

■□ 主な取組 □■

① やまぐち型地域連携教育の推進

- 地域学校協働活動の取組について、コミュニティ・スクールを核とし、各中学校区で地域のネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する「やまぐち型地域連携教育」により推進します。
- 地域コーディネーターに必要な知識・技能の習得を目的とした研修の機会を提供し、学校と地域をつなぐコーディネート力の向上を図ります。
- 地域学校協働活動推進員を各中学校区に配置し、校種を横断した統括的なコーディネート機能の強化も図ります。

② 放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的推進

- 放課後子供教室を実施し、地域のボランティアの協力のもと、学びの場を提供するとともに、安心・安全な居場所づくりに取り組みます。

③ 家庭の教育力向上のための支援

- 家庭教育講座の実施や、地域のボランティアによって構成する「家庭教育支援チーム」の活動支援などの取組を通じて、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立しがちな家庭を支え、家庭の教育力の向上を図ります。

④ 青少年の社会参加の促進

- 学校や地域団体と協力し、子どもたちがボランティア活動や地域活動に参加する機会の拡充を図ります。
- 子どもたちが企画段階から主体的に参画し、一緒に行事をつくり上げていく形のボランティア活動なども推進します。

基本目標 4

特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

■□ 方向性 □■

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題です。

虐待を受けた子どもなど要保護児童や要支援児童の適切な保護と支援を実施するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関をはじめ関係機関との連携を強化し、児童虐待を未然に防ぎ、早期に発見し、対応できる体制を整えます。さらに、職員の専門性を高める研修を充実し、児童虐待防止対策を強化します。

■□ 主な取組 □■

① 子どもの権利擁護

- 令和2（2020）年4月に施行される改正児童虐待防止法において、監護者による子どもへの体罰の禁止が明文化されます。体罰によらない子育てを推進するため、体罰禁止に関する啓発を実施します。
- 子どもが安心して健やかに育つために必要な環境が整っているかどうか、周囲の大人が子どもの視点で確認し、整っていない家庭には、改善を目指した支援ができる体制づくりに努めます。
- 子どもが社会の一員として参加し、意見を表し、その意見が考慮される社会を実現するため、「こども・子育て総合支援拠点」が子ども本人も相談できる窓口であることを子どもたちに周知します。

② 児童虐待の発生予防・早期発見

- 児童虐待や児童虐待と思われる行為を発見した人が、相談しやすい体制を作るため、「こども・子育て総合支援拠点」を設置しています。引き続き、児童相談所以外に虐待の通告を受け、対応する窓口であることを広く周知します。
- 児童虐待を発見しやすい子育て支援関連施設、保育所、学校、医療機関等に関係する保育士、教職員やその他のスタッフに対し、「こども・子育て総合支援拠点」の周知を図るとともに、児童虐待の通告の義務について理解の促進と協力関係づくりに努めます。

- 乳幼児健康診査未受診や、未就園、未就学等で福祉サービスを利用していない子どもなど、関係機関が確認できていない子どもを把握し、直接、子ども本人の状況確認を行います。
- 産後うつ病の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を実施することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を充実します。
- 育児不安のある家庭に対し、訪問による相談や家事支援等のサービスを提供することにより、虐待の予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行います。
- 児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」やこども・子育て相談専用ダイヤル、「子どもの人権110番」、その他の電話や面接等による相談窓口について、広く認知され、活用されるよう、周知・啓発を積極的に行います。
- 児童虐待の発生時に迅速に対応できるよう、要保護児童対策地域協議会の研修等を通じて、多機関に所属する支援者が児童虐待の発生前から顔の見える関係性の構築を図り、連携体制の強化に努めます。

③ 児童虐待発見時の対応

- 児童虐待の通告を受けたら、48時間以内に子どもの目視による安全点検を実施します。保護者による監護が適切でないと判断される場合、緊急一時保護が実施できるよう速やかに児童相談所や警察と連携します。
- 緊急一時保護に該当しない場合、保護者との面接を継続的に実施し、各家庭が抱える課題を整理します。また、必要に応じて適切な支援サービスにつなぐなど環境調整を図り、再発防止に向けた支援や指導を実施します。
- 必要に応じて、要保護児童対策地域協議会において情報共有を行い、子どもを見守る体制の強化に努めます。
- 児童虐待の背景に保護者間の暴力（DV）が関与している可能性も高く、また、子どもの面前での保護者間の暴力は、子どもへの心理的虐待にあたるため、こども・子育て総合支援拠点にDVの専門相談を受けることのできる女性相談員を配置します。子どもの面前での保護者間の暴力を認知したら、保護者への適切な指導を実施し、再発防止に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

■□ 方向性 □■

ひとり親家庭は、一人が子育てと生計の担い手となるため、児童の養育、生活面、経済面、健康面の不安など多様な問題を抱える場合が多くなります。

今後も、ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るためには、子育て短期支援事業、保育所及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等、各種支援策の推進や、児童扶養手当や医療費助成、就職に有利な資格の取得支援や資金貸付等の経済的援助、母子父子自立支援員による生活支援等の継続により、総合的な自立支援の推進に努めます。

■□ 主な取組 □■

① ひとり親家庭相談業務の充実

- 「こども・子育て総合支援拠点」を中心に、ひとり親家庭の抱える課題、家庭環境を十分に把握し、適切な支援につなぎます。
- 行政手続きの窓口と「こども・子育て総合支援拠点」などの相談支援機関が連携を図り、適切なサービス利用を促進します。

② 就労に関する支援の充実

- 就職に有利な資格取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を母子家庭の母または父子家庭の父に対し支給します。
- ハローワークや山口県母子・父子福祉センター等と連携し、就業相談や職業紹介を行います。

③ 経済的な支援の充実

- 児童扶養手当制度の支給対象者に手当の支給を行います。
- ひとり親家庭医療費の支給を行います。
- 遺児の福祉の増進を図るため、遺児福祉手当を支給します。
- 母子・父子家庭及び寡婦の方の経済的な自立を助け、生活意欲の助長と子どもの福祉増進を図るために、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により資金の貸し付けを行います。

(3) 障害のある子どもに対する施策の充実

■□ 方向性 □■

障害者施策の基本は、全ての障害者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野での活動に参加する機会が確保され、必要な支援を受けながら、自立と社会参加に向けての支援を実施することとされています。

障害のある子どもの健全な発達を支援し、地域の中で安心して生活を送るため乳幼児期を含め早期に適切な助言・指導が得られる環境づくりを推進します。

■□ 主な取組 □■

① 障害のある子どもの支援の充実

- 「周南市障害児福祉計画」と連携し、適切な障害児福祉サービスを提供します。
- 医師会や専門機関、関係部署等との連携を図り、障害児やその保護者に対する早期発見、相談支援の充実を図ります。
- 幼児教育・保育施設や小・中・高等学校などでの合理的配慮を推進するとともに、特別保育、特別支援教育の充実を図ります。

② 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実

- 医療的ケアが必要な子どもに対して、地域における実態把握や支援体制整備の方向性を協議し、適切な支援が行えるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

(4) 困難を抱える子育て家庭の支援 (周南市子どもの貧困対策推進計画)

子どもの貧困率(一定基準を下回る所得の家庭で育つ子どもの割合)は、国民生活基礎調査(厚生労働省)によると、平成27(2015)年時点で13.9%であり、約7人に1人が経済的に困難な状況にあると言われています。

本市では、「子どもの明るい未来サポート事業」として、これまで以下の取組を実施しました。

○子どもの居場所づくりモデル事業

子どもたちに地域の人や学生と交流し、健やかな成長を支援するための居場所づくりをモデル的に実施しました。

○地域子供の未来応援事業

子どもの貧困対策に係る各種支援事業を効果的・効率的にできるように、地域において、支援が必要な子どもと支援事業をつなぐ地域の担い手養成研修を開催しました。

○子どもの明るい未来サポート推進本部・検討チーム

子どもの貧困対策に関連する施策について、総合的かつ横断的に推進していくため、全庁的な推進体制を立ち上げ、検討チームによる施策の検討を行いました。

今後も、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向け、各機関が連携して子どもの貧困対策を推進します。

■□ 基本方針 □■

◆ 学習の機会を保障する環境づくり

家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが学ぶ機会に恵まれ、それぞれの可能性を伸ばし、夢や希望に挑戦できるよう、取り組みます。

◆ 必要な支援を届ける仕組みづくり

貧困の状況にある家庭は、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう傾向にあります。

このような社会的孤立に陥ることを防ぎ、保護者の生活の安定を図り、子どもの心身の健全な成長のために、必要な支援につながる仕組みづくりに取り組みます。

◆ 社会とのつながり、地域で支える仕組みづくり

子どもの貧困は見えづらくわかりづらい特徴があり、何かしらの困難を抱えている家庭が孤立することでさらに発見が遅れてしまう可能性があります。

このような家庭の孤立化を防ぎ、早期に発見するため、地域がつながり顔の見える関係を構築し、社会全体で子どもたちやその保護者を見守る体制づくりに取り組みます。

■□ 主な取組 □■

平成 29 (2017) 年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、「学習の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に基づき、次の施策に取り組みます。

① 子どもたちが学ぶ機会を得ることができる環境づくり 【学習の支援】

○ 地域学校協働活動における学習支援

コミュニティ・スクールの仕組みを活用した地域の方々による子どもたちへの学習支援や放課後子供教室における体験活動などを、学校と地域が連携・協働して取り組む、子どもたちへの支援を一層充実していきます。

【コミュニティ・スクール事業】【放課後子供教室】

○ 教育費負担の軽減

義務教育段階においては、就学援助制度を適切に運用し、また、制度の周知・広報を確実にいきます。

【小中学校就学援助費事業】

② 子どもの生活環境や健康状態に保護者の影響が大きい点を捉えた支援 【生活の支援】

○ 妊娠・出産・子育てに寄り添う切れ目のない支援

妊娠期から子育て期にわたる相談支援や訪問指導等を行うとともに、関係機関との連携強化により、保護者を孤立させないよう、子育てに寄り添う切れ目のない支援の充実を図ります。

【母子保健事業】

子どもや子育て家庭に対する総合的な支援を行う「こども・子育て総合支援拠点」を中心に、相談・支援体制の強化と児童虐待等の早期発見・早期支援に取り組みます。

【子ども家庭総合支援拠点事業】

学校においては、日常の教育相談に加えて、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の配置等、学校・家庭のみならず、関係機関や専門家等と連携を図りながら、相談体制を充実していきます。

【スクールソーシャルワーカー推進事業】

○ 地域における居場所づくり

貧困家庭の社会的孤立を防ぐため、地域に子どもから高齢者まで気軽に集まれる「こども食堂」や「子どもの居場所」などを推進し、この活動を行う民間団体の支援に取り組みます。

【子どもの明るい未来サポート事業】

○ ひとり親家庭や生活困窮世帯への相談体制

ひとり親家庭への総合的な支援のため、母子・父子自立支援員と「こども・子育て総合支援拠点」が連携し、適切な支援へとつなげていきます。

【母子父子自立支援事業】

生活困窮世帯に対しては、自立相談支援センターで、生活と就労の支援員が支援計画を作成し、他の関連事業との連携を含めた包括的な支援を行います。

【生活困窮者自立相談支援事業】

③ 安定した職業に就くための支援 【保護者に対する就労の支援】

○ ひとり親家庭の保護者への就労支援

高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を活用し、ひとり親家庭の生活の安定のために資格の取得を促進していきます。また、ハローワークと連携をし、定期的な就労相談会を開催します。

【母子父子自立支援事業】

○ 困窮世帯への就労支援

低所得で生活が困難な状態にある生活困窮者や生活保護受給者へは、就労支援員やハローワークと福祉事務所等によるきめ細かい支援に取り組みます。

【生活困窮者自立相談支援事業】

④ 経済的に安定した生活を送るための支援 【経済的支援】

○ 児童手当・児童扶養手当制度の実施

国の制度に則り、児童手当と児童扶養手当の支給を着実に実施します。

【児童手当】【児童扶養手当】

○ こども医療費助成の実施

令和元（2019）年度より対象を中学生まで（所得制限あり）拡充しました。引き続き、子育て世帯の医療費負担の軽減に取り組みます。

【こども医療費助成事業費】

○ ひとり親家庭等の経済的負担の軽減

特に経済的負担の大きい、ひとり親家庭に対し、医療費助成などの支援に取り組みます。

【ひとり親家庭医療費助成】

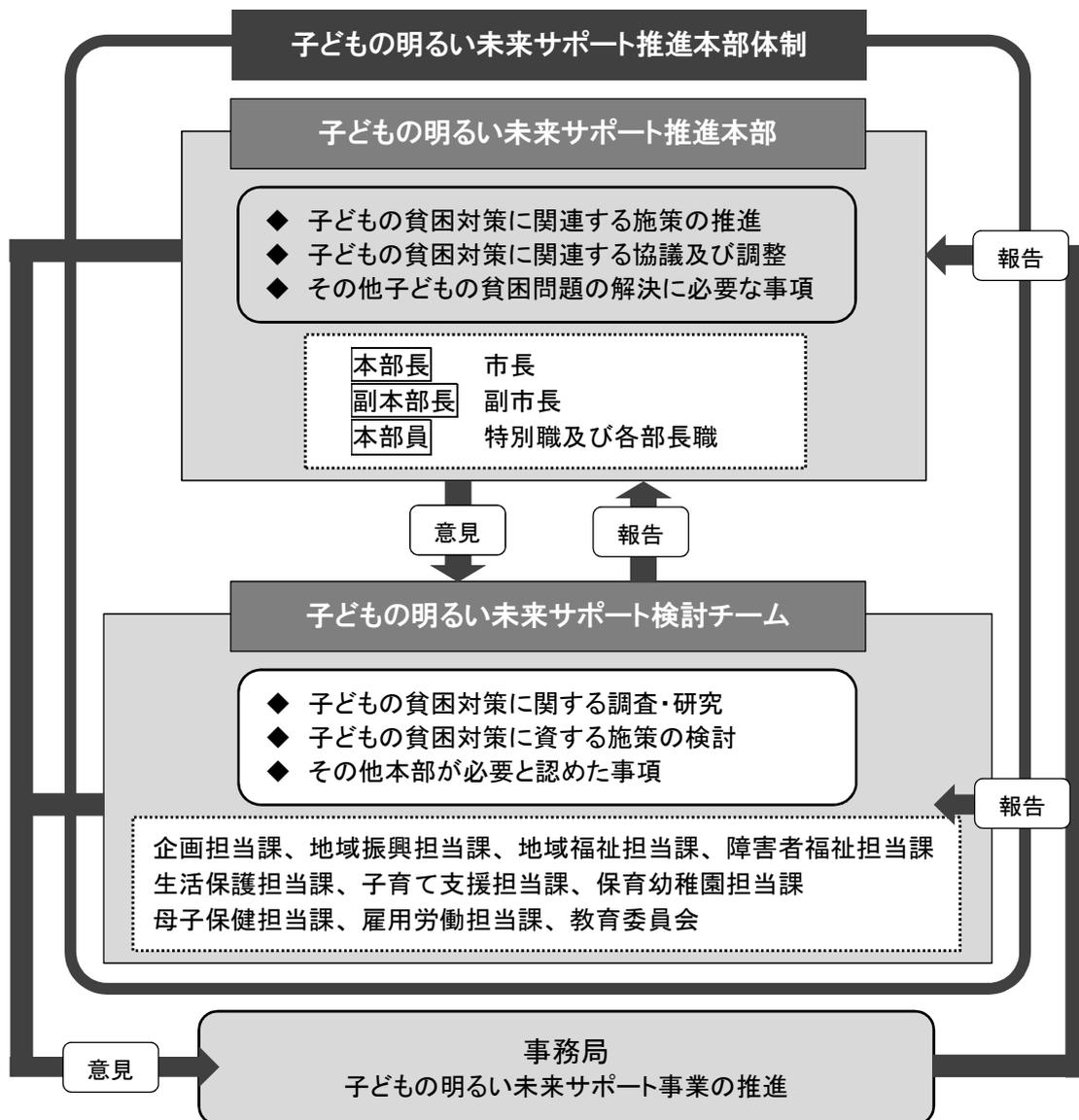
○ 養育費の確保に向けた周知

離婚する当事者に対して養育費等を取決めることの重要性や法制度を理解してもらうため、引き続き、養育費等の取決めについて解説したパンフレットを窓口において離婚届の用紙と同時に配布します。

■□ 推進体制 □■

子どもの貧困問題を教育・福祉部門だけの問題として考えるのではなく、全庁的に取り組んでいくため、市長を本部長とした「子どもの明るい未来サポート推進本部」において、庁内横断的に、この問題の取組を推進していきます。

また、個別の施策などについては、下部組織である「子どもの明るい未来サポート検討チーム」において、検討を行います。



基本目標 5

安心・安全な子育て環境の充実

(1) 子どもの安全を守る取組の推進

■□ 方向性 □■

地域の中で見守られながら交通安全に関する知識を深め、幼児期からの交通安全に対する意識の醸成を図ります。

また、いつ発生するかわからない災害に対し、地域全体で防災意識の醸成に取り組むほか、子どもたちが犯罪の被害者とならないよう、犯罪の発生しない環境づくりに努めます。

■□ 主な取組 □■

① 子どもの安全を守る環境づくり

- 「幼稚園・保育所・認定こども園交通安全指導主任連絡協議会」の事務局として、講演会、公開保育、実技研修会を実施します。
- 見守り活動の担い手の確保と団体のサポートを行います。
- 危険個所の調査点検など、通学路における総合的な安全対策を進めます。
- 警察・防犯協議会・地域の防犯ボランティアなどと連携した防犯活動に取り組みます。
- 犯罪被害を未然に防止するため、自治会などが取り組むLED防犯灯の設置を支援します。
- 周南市青少年育成市民会議が推進している「こども110番の家」の取組を支援し、しっかりと機能するものにしていくため、学校や地域との連携を進めます。

② 安全に対する意識の啓発

- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校での交通安全教室の開催など、意識啓発に取り組みます。
- 周南市交通教育センターにて、模擬交通安全施設を利用した交通安全教室や自転車運転の個人練習により、交通安全に関する知識の普及や技術の向上に取り組みます。
- 公開保育を通じて、保育の中で交通ルールを遊びとして取り入れ、交通安全のルールを守るという規範意識を醸成します。
- 幼稚園、保育所、小学校などと家庭、地域が連携して日ごろからの防災意識の醸成や防災訓練などの実践に取り組みます。
- 子どもや保護者に対し、犯罪から身を守るための知識の普及を図ります。

基本目標 6 子育てと仕事の両立支援の推進

(1) 子育てと仕事の両立支援の推進

■□ 方向性 □■

働き方改革や男女共同参画による、ワーク・ライフ・バランスの促進について企業等への周知啓発やセミナー等により意識醸成を図り、その取組を支援するとともに、子育てをしながら働きやすい環境を整えるため、保育サービスの量の確保と子どもが安心・安全に過ごすことができる環境づくりを行います。

■□ 主な取組 □■

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等への啓発

- 働き方改革により、労働生産性を上げ、長時間労働を改善することで、性別に関係なく、仕事と家庭の両立が図られるよう、企業や事業主への意識醸成等に取り組みます。
- 国、県と連携し、啓発冊子の配布やポスター掲示、企業に対するセミナー開催等、情報提供や啓発を行います。

② 就労形態を踏まえた保育サービスの提供

- 多様化する就労形態を踏まえ、基本目標1で掲げる保育サービス及び一時預かり、病児保育、延長保育、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の提供を行います。

第Ⅳ部

推進体制

1 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

- 子育て支援に関する施策は、庁内の関係部局において横断的に実施されているため、円滑な事務の実施を含め関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。
- 庁内においては、職員を対象とした研修を通して、子どもや子育て家庭を取り巻く状況や課題を共有し、「子どもたちのために何ができるか」という視点を持った組織力の向上を図ります。
- 市町域を超えた利用についても円滑に実施できるよう、近接する市町と連携を図ります。
- 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

- 毎年度、「周南市こども育成支援対策審議会」において、「子ども・子育て支援事業計画」に基づく各種施策の点検、評価を実施し、その結果を、ホームページ等で公表します。
- 個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価を実施します。
- 第三部「事業計画」における計画値と、現状値に著しい開きが生じた場合などには、計画期間の中間年である令和4（2022）年度を目安として、計画の見直しを行います。

【個別事業の進捗状況（アウトプット）対象指標】

- ◆教育・保育施設の提供量（確保方策）
- ◆地域子ども・子育て支援事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果（アウトカム）対象指標】

- ◆本市の子育て環境に対する評価
今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価とします。

資料編

語句の説明

本文中の下線の語句について、五十音順・アルファベット順で記載しています。

| | 語句 | 説明文 |
|---|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こ | 子ども・子育て支援新制度 | <p>子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。</p> <p>○主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定こども園制度の改善 ・ 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設 ・ 地域の子ども・子育て支援の充実 ・ 基礎自治体（市町村）が実施主体 ・ 社会全体による費用負担 ・ 子ども・子育て会議の設置 ・ 仕事・子育ての両立支援（平成28（2018）年度創設） <p>※子ども・子育て関連3法： 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3つの法律</p> |
| | コミュニティ・スクール | <p>学校、保護者及び地域がともに意見を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域で育てたい子ども像を共有し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域とともにある信頼される学校づくりに取り組む仕組み。</p> |
| し | 児童の権利に関する条約 | <p>18歳未満の児童の権利の尊重及び保護の観点から必要なことを規定した国際条約。平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効、日本は平成6（1994）年に批准した。「児童の権利条約」「子どもの権利条約」ともいう。</p> <p>平成28（2016）年6月の児童福祉法の改正で、第1条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を褒賞されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を保障される権利を有する。」ことが明文化された。</p> |

| | 語句 | 説明文 |
|---|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| し | しゅうなんイクボス同盟 | 「イクボス」とは、部下のライフ・ワーク・バランスを考え、自らも人生を楽しみながら、組織としての成果も出す上司のこと。周南市では、平成 28 (2016) 年 12 月に、イクボスの趣旨に賛同を得た事業所と「しゅうなんイクボス同盟」を結成した。 |
| | 食行動 | 食に関する行動の総称。 例えば、「食事づくりのお手伝いをする」、「朝食や夕食を家族の大人と一緒に食べる」、「食事をする時、『いただきます』『ごちそうさま』のあいさつをする」、「家族と食事をしながら、食べ物や栄養、健康について話をする」等の食に関する行動のこと。 |
| と | 特定妊婦 | 出産後の養育について、出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦 |
| ま | まちかどネウボラ | 親子の身近な交流の場である「地域子育て支援拠点」のうち、母子保健に関する相談機能を充実強化した拠点のこと。山口県が推進する「やまぐち版ネウボラ」の取組の1つ。 【関連語句】やまぐち版ネウボラ ※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場」 |
| や | やまぐち版ネウボラ | 山口県が推進している、妊娠や子育ての悩み・不安等に対応するための子育て世代包括支援センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制づくりのこと。 特徴として、①母子保健に関する相談機能を充実強化した地域子育て支援拠点を「まちかどネウボラ」と位置付け、②すべての子育て世代包括支援センターにおいて、産後ケアや産前・産後サポート等のサービスが受けられる体制づくりを推進することがあげられる。 【関連語句】まちかどネウボラ ※ネウボラ：フィンランド語で「アドバイスの場」 |
| D | DV (ドメスティック・バイオレンス) | 配偶者 (事実婚を含む) や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含む。 |

| | 語句 | 説明文 |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| S | SDGs (エスディーゼーズ) | <p>平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を年限として、17 の国際目標 (その下に 169 のターゲット、232 の指標) が設定されている。</p> <p>〇17 の国際目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貧困をなくそう 2. 飢餓をゼロに 3. すべての人に健康と福祉を 4. 質の高い教育をみんなに 5. ジェンダー平等を実現しよう 6. 安全な水とトイレを世界中に 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 8. 働きがいも経済成長も 9. 産業と技術革新の基礎をつくろう 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを 12. つくる責任つかう責任 13. 気候変動に具体的な対策を 14. 海の豊かさを守ろう 15. 陸の豊かさも守ろう 16. 平和と公正をすべての人に 17. パートナリーシップで目標を達成しよう |

周南市こども育成支援対策審議会規則

○周南市こども育成支援対策審議会規則

平成21年6月22日規則第54号

改正

平成25年6月1日規則第30号

平成28年4月1日規則第44号

令和元年5月20日規則第4号

周南市こども育成支援対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に依りて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めるときは、任期を延長することができる。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、次世代支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則(平成25年6月1日規則第30号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年5月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

こども育成支援対策審議会名簿

令和2年3月末現在の「こども育成支援対策審議会」の名簿を掲載予定